



研究会の様子 編集部

目 次

研究会 農業競争力強化支援法案等の 農政の動向とJAグループの自己改革 …… (4)

司 会 谷口信和

報 告 大西茂志

出席者 梶井 功 服部信司 堀口健治

加瀬和俊 小林信一 矢坂雅充

安藤光義

主要農作物種子法廃止で露呈したアベノミクス農政の本質 ……久野秀二 (42)

〔連載 農研機構研究機関からの成果報告〕③

画期的品種「たちすずか」、汎用型微細断飼料収穫機、酢酸生成型乳酸菌を組み合わせたWCS(飼料)用稲の新技术体系 ……高橋仁康 (51)

〔時評〕被災地漁協の苦労は続く——財政出動の後始末をめぐって… (KK) (2)

☆表紙写真 田植が終わったばかりの水田に映る北アルプスの峰々 (長野県大町市) 編集部
「農村と都市をむすぶ」2017年6月号(第67巻第6号)通巻788号

「被災地漁協の苦労は続く」

財政出動の後始末をめぐって



東日本大震災から六年が過ぎた。津波の被害によって産業基盤をことごとく失った沿岸漁業も、福島県を除けばほぼその産業活動を平常に戻したといえる。いったんは壊滅状態になった沿岸漁業の復旧は、潤沢な財政資金の投入無しには不可能であった。それによって漁業再建に不可欠な漁船、養殖施設、市場関係施設（荷揚場、冷蔵・冷凍庫、製氷施設等）、サケの孵化放流施設等の再建が可能となり、漁業者と漁協が産業活動を再開する条件を確保できたことは、地域の産業的自立のため不可欠な条件を整えたと言える。

しかしそのことは、国民が今も負担している所得税の臨時増税が、ハコモノ施設の再建に終わってしまうことなく、産業の再建に結実することを保証するものではない。というのは、沿岸漁業の再建が可能か否かは、財政支出の条件とされた漁協の自己負担部分が計画通りに支払われるのか否かに関係しているからである。

この事情をやや具体的に述べれば次のようになる。漁業者の使用する漁船・養殖施設、漁協の使用する産地市

場関係施設などはすべて漁協の所有物として再建されたが、その事業費の九分の八（岩手県）、ないし六分の五（宮城県・福島県）は補助金によって賄われるとされたため、それぞれの県の漁協は総事業費の九分の一、六分の一を負担する約束になっていた。この漁協負担金は既に各漁協が系統金融機関から借り入れて支払い、二〇一〇～二〇一三年度は据え置き、二〇一四年度以降一二年間で返済する仕組みであり、すでにその支払いが進行中である。しかしながら現時点では、その自己負担金の支払い義務が漁協経営に重くのしかかっており、施設の再建が産業の再建に行きつきための独自の対策が必要になっているように思われる。というのは、返済を計画通り進めるためには、当初の想定に比較して相当に重い負担を漁協（したがって最終的には漁協組合員）が負わなければならないことが以下の三つの理由から明らかになってきたからである。

第一に、漁協の負担率は現実には公表された比率を大きく上回っている。名目ではその負担率は事業費総額の九分の一であるが、これに事業費にかかる消費税の五％（当時）が全額漁協負担として加わること、すべての施設が新品になったことによる固定資産税の急増も避けられないこと、事業費そのものが人手不足等によって事業の進行中に増額され事実上漁協負担になっている部分が

少なくないこと、事業費確定後の追加経費の支払いも生じていること等によって、現実には事業費の二〇〜二五%の負担率となっているからである。

第二に、上で述べた理由によって毎年の返済額は震災前の設備投資関係借入金返済額に比較して急増している。震災前においては漁協も漁業者も沿岸漁業の厳しい経営環境を考慮して新規の設備投資を抑制し、ほとんどメンテナンスのための支出に限定していたのに対して、従来所有していたすべての資産を一気に再建しなければならなかったために、その事業費額は通常の施設維持費とはケタが異なる金額に跳ね上がったのである。

第三に、増加した負担を支払うための元手となり得る地域内の水揚額が確実に減少していることである。漁業者数が震災前よりもほぼ三割減少し、高齢化の下で一人当たり漁獲量も一割は減少しているので(国勢調査によれば震災直前の二〇一〇年には男子自営漁業就業者のうち六〇歳以上の者の割合は岩手県では五八%であったが、彼らはその後の七年間で七歳だけ年を加えているのに対して、後続世代は平均年齢の上昇を抑えるにははるかに少数である)、両者の結果として地域内トータルが生産額は四割前後も減少しているのである。この状況の下で、急増した返済額を支払う元手はどこから出てくる

のだろうか。

岩手・宮城両県の漁協は、この返済のために涙ぐましい努力をしている。高率の補助率に支えられて復旧した以上、自己負担分の借入金の返済ができなくなつては「面目が立たない」、「関係者に申し訳ない」と、自ら律儀に返済第一の姿勢をとっているように見える。しかし増加した漁協の返済のためには漁協の収入を増やさなければならず、水揚額が大きく下がった下でそれを達成するためには販売手数料の引き上げ、賦課金・漁場行使料の増額など、組合員への負担を強めることが中心にならざるをえないから、その結果は組合員の経営の悪化、高齢組合員の脱退増加、出資金の流出につながると思われ。財政資金の投入で復旧された漁業関係施設が有用な産業施設として活用され続けることができるように、関係者の時期を失しない知恵と決断が求められているのではないか。

以上のような私見に対しては、この種の意見は当初の約束通り返済を進めている漁協の努力の足を引っ張ることになるといった批判が予想される。しかし実態を関係者の共通認識とした上で可能な責任を果たすことが、試行錯誤の連続であった災害復興策が有終の美を飾ることができる現実的な道ではないかと愚考する次第である。

(KK)

研究会

農業競争力強化支援法案等の農政の動向とJAグループの自己改革

研究会のねらい

谷口 きょうの座談会はあえてちょっと難しいタイトルで、「農業競争力強化支援法案等の農政の動向とJAグループの自己改革」としてあります。

この間、一番の争点になっているのは全農の営農経済改革だと思えますが、そこだけを狭くとらえるだけで本当にいいのかという気がしております。農業競争力強化支援法案をめぐることも、実は全農のことをいっているだけではなくて、購買・販売事業にかかわるこの業界全体の話でありつつも、農業者・農協についての議論にも踏み込んでいきます。その結果、この間の議論をみますと、全中の改革、経済連あるいは全農県本部、単協、こういったところの改革に踏み込んだ話など、あちこちに飛び火しております、そういうことにJAグループは対応

しなければいけない状態になっています。また、全農改革はかなり大胆に踏み込んだ自己改革案が提示されており、従前よりもここまでやれば文句あるかという感じの踏み込み方だと私は思っております。

ですから、今日は広くJAグループということで、あえてJA全中の大西茂志常務理事にお話を伺うことにしました。大西さんは、ご案内のように全農におられましたので、こういうことに非常に詳しいし、同時に全中で営農経済改革、担い手問題を担当し、全体の司令塔の役割を果たしていらっしゃるということでもありますので、きょうのテーマに最適の方だろうということで、お忙しいところを承知で報告をお願い致しました。

資料がたくさん用意されていますので、十分に説明して頂くことにします。それでは、自己紹介も含めて、よろしく願います。

研究会出席者

(2017年4月11日 於：KKR Hotel Tokyo)

司	会	谷口	信和	東京農業大学教授
報	告	大西	茂志	全国農業協同組合中央会常務理事
出	席	梶井	功	東京農工大学名誉教授
		服部	信司	国際農政研究所代表
		堀口	健治	早稲田大学名誉教授
		加瀬	和俊	帝京大学教授
		小林	信一	日本大学教授
		矢坂	雅充	東京大学准教授
		安藤	光義	東京大学教授

まずは経歴から

大西 ただいまご紹介にあずかりました全中の常務の大西でございます。

自己紹介というお話でありましたけれども、私、全中は五年半ぐらいにまいりまして、今は、先ほど谷口先生からご紹介がありました。一つは、営農、担い手などの業務と、最近はこちらにJA支援部ということで範囲が若干広がっております。それから、青年農業者対策、いわゆる農政全般、国際協力、それから、全国農政連なども担当しているということで、そういう点では、全般をわかるポジションにあるなと思っています。

もともとは、全農では、当初稲の育種とか雑草防除などの技術を担当し、中盤以降はほとんど例の統合問題などがありまして、若いころは小林先生にもいろいろお世話になりました。中盤以降はどちらかというと統合とか統合に合わせた組織改革やBPRなどをずっとやっておりまして、最後は、生産現場と販売現場を近づけるということ、今度、名前が変わりまして、耕種総合対策部となりましたが、営農販売企画部の部長、その後は全中に来たということになります。

テーマをこう理解した

実はいただいたテーマが、一方で農業競争力強化支援法案と、他方でJAグループの方針ということがあったものですから、この法案が出てきたのもJAグループの自己改革というのが一つ背景にありましたので、その話をちょっとさせていたいただきたいと思います。

なお、組織内では、自己改革、自己改革といっているのですが、組合員レベルまでなかなか落ちていなくて、そのこともあわせて、我々が提起してきたものは何なのかということをお話ししたいなと思っています。

資料の構成だけ申し上げますと、「第二七回JA大会決議・創造的自己改革の現状と今後の取り組み」が本冊であります。これは今までの経過とさっき申し上げた競争力強化支援法に至る、去年から今年までの内容です。

また、もう一冊「魅力増す農業・農村」の実現に向けたJAグループの取り組みと提案【重点事項等具体策】を



司会の谷口氏

準備させていただきましたけれども、まさに先ほど谷口先生がいわれた全農の改革も含めてJAグループの具体的な改革をどうするのだというのがもう一つの別

資料一覧

- 「第27回大会決議 創造的自己改革の現状と今後の取り組み」平成29年4月11日、JA全中大西茂志
- 別冊「魅力増す農業・農村」の実現に向けたJAグループの取り組みと提案
 - 【重点事項等具体策】平成29年4月4日、JA全中
- 資料①「第26回JA全国大会 組合員説明資料（PR版）次代へつなぐ協同 協同組合の力で農業・地域を豊かにする」平成24年10月JA全中
- 資料②「将来を展望でき再生産を可能とする農業関連政策の確立に関するJAグループの政策提案」平成27年11月5日、JA全中
- 資料③「農業競争力強化法案の概要」平成29年3月、農林水産省

冊であります。この二つを中心に、ご説明させていただきたいと思えます。

それから、参考資料を三冊準備させていただきました。

資料①として、第二七回大会の前の第二六回全国大会のPR版をおもちしました。背景は、全国大会というのは近年JAの経営が中心の大会になっていきましたが、一方、農業基盤の問題もあり、T P Pの問題もあり、改めて組織と地域とか現場というのを振り返ったのがこの大会で、基本的にはこのときから自己改革が始まっていると思っております。この資料を準備させていただきました。後でまたご説明します。

次に、資料②ですが、T P P大筋合意があつて、大綱ができる前段への提案としてまとめたものです。JAグループとして、この直前までのT P Pの運動は、国会決議後、その決議を遵守させるという運動をずっとやってきました。それは重要品目を守る、食品の安全・安心、そういうことをしっかり守れという運動を展開してきておりましたので、大筋合意がされた時点で我々として提案したものです。これも実は今につながるものなので、後でまたご説明します。

それから、資料③は、テーマが農業競争力強化法案となっていたものですから、本当はこれの分厚いものもある

のですが、これは後にご議論いただければと思つたので、ひとまず項目だけ準備したという次第であります。

報告の構成

それでは、あちこち飛ぶかもしれませんが、お許しただいて、最初の「第二七回JA大会決議・創造的自己改革の現状と今後の取り組み」をページおめくりいただくと、きょうのお話の項目を入れさせていただきます。

私は、「農村と都市」誌の前にも一回書かせていただいております。また、今回も送っていただいで読みましたが、大変しっかりした雑誌ですので、私の話がこれに応えた内容となるのか心配なのですけれども、時間を与えられましたのでお話しさせていただきます。

次第で申し上げますと、一〜六までは去年までのことでもあります。一方、今年に入って競争力強化支援法案とか、八にありますように、まさに全農の改革と関連した「魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」を出してきました。それから、九は、我々がずっと言い続けている自己改革の現状を率直に申し上げますと思っております。ということで、大きく二つに分かれます。

農協自己改革の歴史的経過

二ページをみていただきたいのですが、去年までの一連の流れを経過として入れさせていただきました。基本的には、二〇一〇年（平成二二年）に菅元総理がＴＰＰ協定開始の意向といったときから、正直、農業や農協は大変な激動にさらされています。ご案内のとおり、二〇一一年（平成二三年）は東日本大震災もありましたし、福島原発事故もあり、加えて、ずっと潜在的に「デフレもかなり進行しており、現場には不安感がすごく高まっています」。



報告の大西氏

資料①が第二六回大会の資料で、「次代へつなぐ協同」ということで、二ページの右下に当時の現状を書いています。当時とも現状は大きく変わっていないのですけれども、このときはデフレがあって世界経済もおかしくなり、人口減少は今も続いています。そういう点では暮らしへの不安も広がり、農業生産基盤も弱体化する。それから、このときは原発の問題もあり、再生可能エネルギーもかなり関心が高かったということで、全体でいうと、みずから一度協同活動をしっかりやって

いかなければいけないということを持共有した大会だったと思います。

三ページをみていただくと、これは今も共通で使っておりまして、JAグループの目指す姿というのは、「持続可能な農業の実現」と「豊かで暮らしやすい地域社会」、そのために協同組合の役割を発揮しようということ。このベースは今も全く変わっていません。

四ページをみていただくと、ここにいらっしゃる先生方にいろいろお世話になったところですが、いま一度、地域の一〇年後を見据えてビジョンをつくらうということとを提起しました。以前、水田農業ビジョンというのを提起して、その後しばらく提起していなかったのですが、一〇年後を見据えて地域でその実態をみながら語り合って、農業をどうしていくのか、担い手をどうしていくのか、暮らしをどうしていくのかということを考えよう。このときは集落単位にとどまらず、中学校区単位のような言い方をして提起しました。それから、支店協同活動というのをJA静岡市などで取り組まれておりまして、農協大会を幾ら頑張っても、組合員を巻き込んで取り組まないといけないということをこのときに提起して、これは今も基本として変わっておりません。

具体的には、地域ビジョンの考え方については、次の五〜六ページにありますとおり、一つは、特にJAグル

ーらしいというのは、多様な担い手をしっかり位置づけようとか、地域づくりをどうしようとか、環境保全とか、また、この時には明確に新規就農とか農地フル活用などをうたって、これをしっかりビジョンとしてとりまとめたいということであります。基本的には、この考え方が実は今も生きているということ、この実現のために前回の大会もあったし、今もこの大会が続いているというのが、私たちの運動の流れであります。

規制改革会議による農協改革の突然の提起

ーということ、二ページにお戻りいただきたいのですが、そういう中で、二〇一四年（平成二六年）ごろから次第に、農協、とりわけ全中改革の流れが起こってきまして、今も農協改革は続いています。規制改革会議が全中廃止提案を打ち出して、もう一つの局面が出てきたという背景があります。

後でまたお話ししますが、こういうことを踏まえて二〇一五年（平成二七年）の第二七回大会は開催されました。T P P大筋合意がその後すぐにあって、それに対して我々は、「将来を展望できる再生産可能とする農業関連政策の確立」を対案として提起して、総合的なT P P関連大綱ができたということです。先ほどお話のあった農業競争力強化支援法につながっていく流れがこ

こからできたということです。

一方で、我々は、JA全国大会で創造的自己改革ということ、いま一度地域の農業や暮らしをみずから協同の力で組み立てようということをずっとやってきております。その間も農協改革とかT P P関連対策というのが登場し、なかなか一筋縄ではいかない状況が今日まで続いています。

詳しい中身は後でお話ししますが、我々としては、まず自分たちの自己改革をしっかりと取り組んでいこうということ、昨年二〇一六年（平成二八年）九月八日の「魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」に整理して、とりわけ農家の所得をみずから向上させていかなければならないということ、提起しました。

これに基づいて第一にJAグループが具体的に取り組むということが今回の内容でしたし、一方で、それで実現できないものについては政府に要望していくということ、一部が、それに応えてきたものが農業競争力強化支援法というものになっているということが構造としてあります。

ところが年表に示した二〇一六年（平成二八年）一月に規制改革推進会議から、今度は農協改革に関する意見が出て参りました。これは皆様もご記憶に新しいと思

いますが、右に主な意見だけを書き抜きましたけれども、全農購買事業を事実上サービ事業にするとか、販売事業を買取販売に全て変えるとか、第二全農とか、信用事業の半分を代理店化するとか、北海道のクミカンを廃止するとか、生乳の指定団体の話もここで出てきたということ、この間はほとんどこれに対する対応に近かったと思います。

そして、昨年一月二日に一、五〇〇人の集会を開催しました。そのときには、自民党、公明党の与党の幹部に我々の考えを述べたということがあります。決議の内容は右にありますけれども、①実質の協同組合の理念に反するものを認めることはできない、②与党とりまとめに反映されることは認めない、③協同組合自己改革に関する組合員・国民の理解拡大と、④与党とりまとめが我々の創造的自己改革を後押しするものとなるよう徹底して取り組むということをもって、先般の結果となったという事です。それを受けて、農業競争力強化プログラムができ、活力創造プランが出ております。

こうした流れで、その都度、地道な自己改革と、他方で政治的なさまざまな動きがあって、それを交互に繰り返しながら、一番大切なのはやはり地域や農業ということなので、協同組合でどうやってそれを解決していくかを常に柱に置きながら取り組んできております。しかし

ながら、これだけ毎回農協改革が一般紙でも取り上げられると、今、一体何をしているのだということになってしまいがちなので、今、全農を回って、いま一度自己改革を各都道府県に現状も含めて説明しているところであります。

これが大きな流れで、あとは細部に入らせていただきたいと思えます。

二〇一五年（平成二七年）一〇月 第二七回J

A大会決議

〈農業者の所得増大に重きを置いたJA大会決議〉

三ページはご案内のとおりで、JA大会の背景の中にも入れさせていただきましたが、一番大きいのは担い手の減少、人口減少ということで、これはほぼ予測どおりになりつつあるということでもあります。こうしたこともあって、地域営農ビジョンでも担い手づくりを一番大きな柱としましたし、ご案内の一階建て、二階建ての集落営農法人とか地域の法人の育成というところにも集中してきました。できないところは谷口先生にもご尽力いただいているJA出資法人ということが大きくなってきたということでもあります。

四ページは、これもご案内の農業総生産額と生産農業所得ですが、先ほどのJA大会のあった二四年の第二六

回大会のときというのは、所得も産出額も落ちてきて、東日本大震災もあって、TPPもあるという、大変危機的な状態にあった大会だったということ。今は若干上がっておりますけれども、ベースは余り変わっていないと思います。ですから、根本的な問題は今も全く変わらず地域やJAは抱えているということでもあります。これは先生方にはいわずもがなの話であります。

五ページですが、基本的には、第二六回の大会と構成は大きく変わっておりません。しかし、後でもご説明しますけれども、准組合員の五年後条項というのが出てきまして、今回の大会は、組合員とJAとの関係をもう少し強化していかなければいけないということ。それも、正組合員、准組合員の双方というのが大きくさらに打ち出された点であります。ここは一番最後のところと触れますが、今、我々が組織的に提起しているところとも深く関連してまいります。

もう一つは、地域活性化ということも、全体がデフレ状況の中でJAが果たす役割が極めて大きくなっているという認識もさらに加わったということでもあります。というところで、今まで以上に農協法改正というものがJA大会の決議にも大きな影響を与えてきたというのが、今回の第二七回大会の特徴ということでありませう。

六ページは、農業者の所得向上に焦点を当てた内容で

すが、これが結果としては、一部、農業競争力強化支援法にかかわっている部分があります。とりわけ真ん中のところのbとcです。農家の所得を向上するには販売を強化しなければいけない、一方で付加価値を拡大していかなければいけない、一方でコストを引き下げていかなければいけない。今回の強化法の中にはこの部分が、ある面では我々も要望したこともあって、そのことが含まれていて、そのことが一方でさまざまな課題も生みつつあるのかなと思います。ここはまた後で先生方からご意見もいただきたいなと思っています。

二点目の大きな特徴は、hのところですけれども、准組合員も含めて、組合員との関係をいかに強化していくのか、評価される組織になるのかということが次の命題であります。

三点目は、デフレがあり、社会インフラとしてのJAというものが必要だと。組合員からすると、これが一番大きな取り組みとなっております。

七ページは、そういうことで、第二六回大会と基本は変わらないものの、さらに具体的最重点分野は、農業者の所得増大、農業生産の拡大に置いていますし、所得を上げるために販売品取扱高の拡大を挙げています。これを実現する上で、組合員との話し合い、そして中期経営計画にしっかり織り込むというのも、今回の大会で提起

した部分であります。これは後でのお話になりますけれども、今回の全農の改革も、結局、JAの中期計画にしっかり落としていただいて、農業者の所得向上につながるというのが我々の目指しているところであります。

左のほうには、話し合いに基づく自己改革としていますが、右のほうの取扱高の拡大のイメージは先ほど申し上げたところで、ここで有利販売と生産量の拡大と、今回、大きく話題になっている生産コストの引き下げが上がってきています。この点については、後でまた「魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」の中で、これを提起して、それ以降さらに前進させるためということを取り組んだ内容についてご説明させていただきたいと思えます。

総合的なTPP関連政策大綱とJAグループの提案

もう一つ、農業競争力強化支援法とも関連しますし、私どもが要望してまいりました政策とも関連するのが八ページの総合的なTPP関連政策大綱で、これが今にもつながっていることでもあります。

これは二〇一五年（平成二七年）一月二五日ですけれども、TPP大筋合意後の一月五日にJAグループで提案した中身が資料②であります。項目だけご説明しますが、前文では、TPP運動の経過と、一方で、とり

わけ、長年、TPP交渉だけではなくて、生産現場のさまざまな不安というのがあって、さらに大筋合意となったことに関しての不安と怒りというのを強く打ち出しています。これは今も続いているところであります。

一方で、次の段落では、生産基盤が危機的な状況にあるということを重ねて述べています。それで、我々としては、家族農業経営・法人・集落営農等を初めとする「再生産」が可能となる万全な経営安定対策措置をしなければならぬということ、これも今も続いているということでもあります。

他方で、国内生産基盤の回復と国産農畜産物の付加価値の創出ということ。それから、息の長い農業施策の具体化——これも今も生きている言葉であります。それから、食料・農業・農村基本計画の実現、食料自給率の向上というのにも今も続いております。

ということ、我々自身が取り組むということとあわせて、国もしっかり支援するというのが大きく構成となっております。項目をみていただくと、その後、今にも通ずる項目がほとんど入っております。

まず、経営安定対策ということで、コメに関しての国境制限措置ですとか、飼料米の話ですとか、麦のマークアップですとか、畜産についてもマルキンの話が出ておきます。酪農も、指定団体廃止が当時、規制改革推進会

議から提起されるとは思いませんでしたけれども、加工原料乳の生産者補給金のことについても触れていますし、甘味、野菜、収入保険制度。

四ページでは、畜産クラスター、果樹の改植、生産振興対策、新規就農、農地集積、施設園芸の燃油対策。

六ページですが、いわゆる付加価値対策として知財とか地域政策、輸出拡大、六次産業化等の促進。

そして、八ページですが、国産農畜産物の需要拡大、中長期的な対応方針ということです。これをみていただいても、JAグループの要求そのものは一貫しているのがおわかりになると思います。

大綱における継続検討課題

この要求に対して、与党・政府がどんな対応をしたかというのが、本冊の八ページに戻っていただいて、大きく体質強化策と重点五品目関連という大綱です。このうち、当初の畜産クラスター事業などは直ちに実現されていますが、それ以外の課題は一定実現して、残った課題が九ページであります。

九ページの真ん中に、大綱で残った項目が挙げてあります。この中で今回の強化法にかかわる部分をみていただくと、例えば、②の生産資材の価格形成の仕組みの見

直しですとか、③の流通・加工の業界構造の確立などが入ってくるのかなと思います。とりわけ、この②や③がそれを実現するための法律として出てきたということがあります。

それ以外の項目については、⑤の戦略的輸出体制というの、それでワーキンググループをつくって、今回、新しいセクターがJETROの中にできるとか、全農もオールジャパンの輸出体制を今つくっているところであります。

それから、⑨の収入保険はご案内のとおり今進んでいますし、⑩の飼料用米も変わらず今も続いています。⑫の肉用牛・酪農の生産基盤のところもクラスターという形で生きてきていて、追加で指定生乳生産者団体制度の話が出て、これから具体的にどのようなように生乳の需給調整をしていくかという課題があるということで、基本的にはこの九ページの項目が今回の法律に関係するところかなと思います。

新農協法の施行にともなう検討課題

一方で、JAグループにとってみますと、依然、今も続いているのは、新農協法の施行という課題であります。これはもうJAにとっては大変深刻に受けとめられている課題でして、五年後条項、准組合員利用規制とい

うのが大きく現場には不安として今広がりがつつあるというところであります。農業専業地帯の北海道ですら、もう七〇八割が准組合員ということもあって、地域自体が成り立たなくなるですとか、もちろんJAの経営のこともあるのですが、そのことが大きな課題となっているという事です。

附則の中では、自主的な取り組みを推進ということが一つ。それから、五年後に改革の実施状況をみて再度検討を加えて必要な措置を行うということ。それから、規制のあり方について准組合員の利用規制について調査を行って結論を得るといようなことで、自己改革の取り組み状況によって判断されるということが法律に明記されております。このことが、組織の緊張感にもつながっているということです。

今の農協の経営者は、このことがすごく頭にありません。二の農林中央金庫の代理店化についても、この前、立て続けに農業新聞や一般紙に報道されましたけれども、組織からはすぐに反応が来ております。

代理店化については、現実というところ、今、JAグループでは、マイナス金利下での経営シミュレーションを実施し、現実には代理店化という手法が有効か、もっと根本的に地域の農業やJAのことを考え、この経営課題を把握して対策を講じ経営基盤の確立が必要という提起をし

ています。ですから、そういう点では、二回大会前に戻るので、いま一度真剣に自分たちの農業や地域をどうしていくのだということを考えていかなければいけないというところが問われているということなんです。

農水省による定期的なJA改革チェック

一ページです。これも監督指針に既に記載されていることですが、書いてあること自体は我々自身が提起していることそのものでもあるので、それを政府から指針として出されるということ自体はあるのですけれども、JAにとって、農業者の所得向上とか地域農業の発展、地方改革で目指すものということ、所得向上に向けた経済活動を積極的に行うとか、話し合いとか、進捗管理とか、組合員の評価とか、まさに我々自身がずっと提起していることでもあります。

ということ、どちらにしても、国にいわれるかどうかということではなくて、まずしっかり自分たちの取り組みを今回は中期計画の中にも反映させ実践していくということなので、それをしっかりやっていきたいと思います。ということで提起をしているところであります。

JAグループの魅力増す農業・農村の実現提案

二二ページですが、二〇一六年（平成二八年）九月の

段階の「魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」ということで、これが後でご説明します最新の方針との関連で入れさせていただきます。農業者の所得向上といっても、もちろん各JAで取り組んでいくわけでありますが、一方で、JAグループ全体で取り組むことをいま一度考えて実行していこうということ、二〇一六年（平成二八年）九月八日に提起したものであります。

これはボンチ絵でありますけれども、構成としては、現状から目指すものというのはそのとおりなのですが、順番として、みずから総合事業をフル活用して、手取り向上や安い資材による生産力向上を実現していこうということ、をまず第一にうたっています。このことはまさに第二七回大会の決議ということで、中期経営計画の中にも入れ込み、工程表もつくっていかうということを提起したわけで、それをより具体的にやっっていこうというのがこの提案であります。

今回、全農が決定し、我々もJAグループ全体で決定したのは、これをさらに具体化、深掘りしたものであること、であります。我々としてやれることはしっかりやっていくけれども、一方で国としての施策が必要なものは求めていくということが「骨太の農業政策」で、これは先ほどお話ししました改革提案の中に出ている精神その

ものなのですが、産業政策だけでなく、セーフティネットや地域政策も必要だと。そして、食料・農業・農村基本計画でしっかり自給率もうたい、生産の向上もうたい、かつ、経営レベルまで落とし込んでいくわけで、それをしっかり政府が閣議で決めているからには、TPPがあろうが何があろうが実現を求めていくということをやったというのが大きな構成になっていきます。

生産者の手取り確保

一三ページです。これがまた農業競争力強化支援法案と関連してくるところであります。販売力の向上ということで、JAグループの取り組みとして、今回も出ていますけれども、精米販売とか直販の拡大とか、加工・業務向けの拡大、この中でとりわけ加工品の原料原産地表示というのを求めています、これは今、一定実現しそうだということであります。

それから、輸出拡大、輸出体制の強化ですが、これもみずから取り組んでいくけれども、輸入規制等の撤廃を国に求めていくということも、一定実現されつつあるということ、であります。

それから、生産者個々の努力を生かすということで、コメについては事前契約取引拡大、買取販売、生産部会の再編強化ということで、一方で、国に対しては産地パ

ワーアップ事業、畜産クラスター——これは一定実現したということでありませう。

コストダウン策

一四ページです。今度はコスト引き下げであります。生産流通コストの引き下げということで、肥料の銘柄集約。今回の競争力強化支援法で銘柄の集約に当たっての県の基準とかさまざまな今の国の基準の見直しが出ているということがあります。飼料についても、共同物流、工場・メーカーの再編ということで、このときは今回の強化が出る前に業界の再編法整備、施肥基準の緩和、国際戦略バルク港湾等の支援を我々として要求してきたということでありませう。

それから、低価格については、輸入肥料、大型規格、低価格モデル農機開発などがあります。ここでジェネリック農薬があるのですが、これも今回の法律の中に入り込んでいくということです。

農機については、「買う」から「使う」ということで、「所有」から「共同利用」とか、利用施設の有効活用と物流の合理化ということで、用途変更許可基準の緩和。これはいわれる前からやられているという話でしたが、そういうこととか、集約・整備・相互利用促進に向けた支援というのが、結果としてはきょうの一つのテーマで

あります農業競争力強化支援法とも関連してくるということですね。

一五ページは、最終的に与党と政府のほうで一月二九日に農業競争力強化プログラムということでまとめて出した資料で、このときには全農改革も出ているのですが、生産資材価格の引き下げのところ、今回、結果としてはこれがつながってきていますし、流通加工の改善というところでもつながってきております。

そのほかでいうと、人材力とか輸出体制、原料原産地表示の導入、チェックオフ、収入保険、土地改良制度、農村の就業構造の改善、飼料米、肉用牛・酪農の生産基盤強化、牛乳の改革ということで、大きくは一と二のところに関連してくるのかなと思います。

農業競争力強化支援法案

ここまですが去年までの改革ということでもあります。そして、今回、テーマとして記されました支援法は、厚いのですが、概要だけでもまいりました。一六ページと資料③であります。

目的をみていただくと、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」ということを大きく目標としてうたっておられます。その上で、最終目的は農業者の所得向上ということで、この絵でいえば、生

産資材業界の再編や法律制度、規制等の見直し、流通加工業界の再編、法律制度、規制等の見直しというのがあるという、こういう構図になっております。

一七ページは、法案の概要です。これは資料③にもそれぞれより具体的な施策が出ております。資料③のほうも、項目として入っておりますので、そちらのほうがわかりやすいかもしれません。

国が講ずべき施策として、農業資材関係で、我々は肥料とか農薬とかという話でしたが、今回話題になっていきます種子法廃止の話が出てくるとか、そういうところがこの法律の中では新たに加わっているところですよ。

それから、農産物流通事業環境の整備、事業再編・事業参入の促進ということ、農林漁業成長産業化支援機構の活用ですとか、政策金融公庫の融資、中小企業基盤整備機構による債務保証等をうたっているということが内容であります。

そういう点では、もちろん我々が要請したものの全てではないのですが、我々が所得向上で提案してきたもの的一定は反映されているという背景があります。ただ、問題は問題として、努力義務などがあるわけで、それはそれで我々もしっかり与野党にお話ししていることであります。

こここのところはむしろ本日出席の先生方がお詳しいの

で、課題も含めてお話しただければと思います。

現時点のJAグループ全体の重点的取り組み事項

ということで、次の一八ページの別冊で、JAグループは現時点で所得向上や自己改革に向けて何をしていくのだということ、重点事項等具体策を決めました。これが今、一番新しく決めた方針ということなので、これをご説明させていただきます。

別冊の「魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」の重点事項等具体策ということで、先ほどの前回出した内容にさらに具体的な内容を盛り込んで、さらには、全農だけではなく、JAなど組織全体で取り組むものも明記したというのが大きな特徴になっていきます。

二ページ、本書の位置づけと進め方ということですが、「本書は」というのはこの冊子ですけれども、先ほど申し上げた取り組みと提案に基づくということ、先ほど記載しております。その上で、早急に実施する事項について、その具体策をまとめてJAグループ全体に提起することになっておりましたので、それを提起したということでもあります。

では、ここで具体的に、「魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」はどういう中

身だったのかというのを三ページに抜き出しておりません。これがエッセンスです。

一つは、農業者の所得を増大するため、営農指導を第一に強化して、小売・メーカーと渡り合う組織として共同販売・共同購入を徹底する。そして、各JAは総合事業体として地域に豊かさを取り込み、循環させる役割を果たしていくということで、「総合事業」とか「営農指導」というキーワードを入れさせていただきます。

二つ目ですが、それぞれ生産者が実感できる生産者の手取り確保ということで共同販売、それから、生産者が実感できる資材価格の引き下げということで、結集した共同購買を大きな柱にしております。

三つ目は、総合事業ということで、信用・共済事業がそれを支えていく。

四点目は、先ほどお話ししましたけれども、みずからやることはしっかりやっていくけれども、一方で、必要な規制緩和や関係業界の再編等についての法整備を国に対して提案する。

具体的な取り組みとして、価格販売コストのところでも具体的に入れた項目があります。その中で、赤線を引いたところが今回の具体策の中で新たにより具体的になったものということでありませう。後でまた説明しますけれども、加工直販の拡大、輸出体制の強化、販売の多様

化、資材価格の引き下げでいえば、取り扱い品の集約、低価格品の拡大、シェアリングの拡大、「見える化」の推進ということでありませう。

もう一度二ページに戻っていただくと、ここでは全農だけではなくて、JAグループ一体で取り組んでいくということをまずうたっております。

それから、今回のJA大会では、工程表・行動計画に落とし込むということで、新たに今回の具体策を織り込むということを柱にしております。その上で、組合員・役員が一丸となって取り組んでいくということとしております。

生産者手取り確保の具体策 米 ↳事前契約・買取販売、精米販売へ

以下、解説を若干させていただきます。

六ページに飛んでいただきたいと思っております。まず、販売のほうの手取りにつながりますので、販売から入ります。米については一番大きな変革であります。現状を申し上げますと、これはJAも含めてですが、卸販売が基本であります。それを精米販売に切りかえていくということが実は一番大きな改革でありまして、下のほうに数値目標を点線に入れていますが、最終的には三六年度までに九〇%拡大していきたいという、かなり大胆な

目標を掲げております。

では、現実はどうやっていくのかということ、事前契約・買取販売ということ、これも今の概算金制度から切りかえるということになります。今は、この価格になるだろうということで、ひとまず前渡し金的要素で金額を出して、それで農家のつなぎ資金を提供しているのですが、それが安値になった場合は安値を呼んでいるという話にもなるので、事前に契約をして、契約に基づいた契約金を支払うという仕組みに変わることです。ですから、後精算はなくなる。そうした事業に切りかえていくということで、これは現場にとってみるとかなり大きな変化ということがあります。

もちろん卸さんでもそのように実需と結びついた卸さんがいるので、それはやっていこうというのですが、基本的には、パルライスを含めて、外食・中食も含めて、量販店も含めて、直接おつき合いたいという、そういう事業に転換していこうということです。

それから、インフラ整備は、乾燥施設もかなり老朽化していますので、広域出荷施設の整備ということで、したがって、買取販売も拡大していこうということで、先ほどの概算金などですっかり契約でというのを、三〇年度までには二五％に当たる五〇万ト、三六年度までには七〇％ということで拡大していくという、高い目標を

掲げています。

七ページが、具体的なJAでやること、全農でやることであります。

青果

〈加工業務用を戦略的に拡大〉

八ページですが、青果ではもちろん卸売市場というのは重要なわけですが、より予約相対に近づける出口をしっかりさせていくこととか、加工業務用需要が既に五割を超えています。そこが輸入品の入っている部分になりますので、そこも拡大していくということで、基本的にはこちらでも直接販売、みずから売っていくという方針を切りかえていこうということがあります。目標を、全農の取り扱い金額一兆円の過半の五、五〇〇億円を目指すということがあります。

九ページですが、具体的に工程表をみていただくと、契約先を確保していくことはもちろんですが、市場も選別していこうということがあります。それから、加工業務用も戦略的に拡大していこうということで、JAとそうした取り組みを進めていくということになります。もともと野菜地帯というよりは、今、水田地帯が急激に加工業務用に移行しているという事例が多くなってきましたので、そういう点では、そうしたものと結

びつけていくということになろうかと思えます。

一〇ページは、どんな事業になるのかということ、今を知っている方にはこちらのほうがわかりやすいかもしれません。米穀事業のあり方について、こんなふうに変わるというのをお示ししております。

一一ページですが、園芸事業も、青果センターだけではなくて、県本部直販、パートナー市場を中心に、それから、一部、コメでスシローのような話がありましたけれども、そうしたことも含めて、戦略の中に入れ込んでいくということでもあります。ここでも契約に基づく買い取りを大きな柱にしていこうということです。

輸出拡大

品目・目標額を設定し拡大

一二ページは、もう一つの戦略の輸出拡大ということであります。国内生産を維持するためにも輸出が必要ということ、生産でいえば、これも以前からいわれていたことですが、リレー出荷、相手国へのマーケティング販売、輸送の品質保持、共同物流のコスト削減、相手国への販売強化、体制を整備すること、それから、今までなかなか一元的になっていなかったのをワンストップで輸出が取り込めるようにしていこうとか、そういった課題を挙げております。こちらのほうは具体的な目標を工程

表でみていただくと、品目もかなり決まっております、最終的には現在の数字を三二年度三四〇億円にしていこうと。国はご案内のとおり一兆円なのですが、実際に農産物はそう多くはないのですが、輸出に力を入れていこうということでもあります。

コストダウンの具体策 肥料と農薬

肥料は銘柄集約、農薬はジェネリック拡大

一三ページですが、今回も強化法の中でも取り上げられていきますけれども、肥料の引き下げということで、国産肥料については銘柄集約を行って共同購入、集中購買をやっていくと。いきなり全部ということではないので、まず、化成肥料から、つまり、一般銘柄から一つずつ絞り込んでいこうということが一つであります。その上で入札を取り入れていくということです。それから、直接受注も行うことで中間コストを削減していくということにも取り組んでいくということです。

一四ページですが、もう一つの低コスト肥料のBB肥料というのはバルクブレンドでありますけれども、飼料のように成分を混ぜるという方法で、これも拡大していくということでもあります。今まではBB肥料県がベースでしたが、そうではないところにもこの肥料を入れていく。それから、使い方は難しいですけども、輸入化成

肥料も使いこなせる農家さん・担い手さんには供給を拡大していこうということにしております。

一五ページです。しかし、この合理化を行うには、組合員の皆さんの銘柄集約への理解がなくてははいけませんし、結果的に生産に影響があっては困るわけで、そこはしっかりした準備が必要だということであります。

一六〜一七ページは、農薬です。ジェネリック農薬は、よく韓国の話をしますけれども、世界的にみても二〜三割は入っています。我が国はさまざま登録制度の問題もあって、なかなか拡大していません。我が国でジェネリック農薬を最初に取り組んだのは二〇年ぐらい前の全農だと思えますけれども、これも苦勞してようやく登録をとりました。現在まで、作物栽培に使うジェネリック農薬というのはなかなか拡大してこなかったのです。それを拡大していく、このためのさまざまな取り締まりを含めた緩和が必要になってくるということです。

それから、品目集約、大型規格ということで、大型規格もかなり普及はしていますけれども、かなり大きな法人がふえていますので、そういう点では削減効果がかなり大きいということでもあります。

農業機械・飼料・段ボール

〈農業機械は低価格モデル、飼料は工場集約、段ボールは標準規格〉

次に、一八ページですが、農機については、低価格モデル農機ということですが、目指す方向はやはり所有から共同利用で、今までも田植えコンバインで試してまいりましたが、もう少しシェアリンググリスの活用を広げていく必要があるということをやったっております。それから、野菜作も、さっきも話しましたけれども、水田地帯で野菜の機械を買うというのは経営的にも厳しいですので、そうした点ではこの部分の拡大、そして広域のアフターサービス体制ということをお上げしております。

二〇〜二一ページは飼料です。一つは工場の集約というのがあります。それから、ここでは他メーカーとの連携による合理的な供給体制ということで、今も品目を分け合うという、スワップという方式をやっていますが、場合によっては、地域の工場を決めて、そこで集約してしまうということも大胆に検討していこうということをお上げしております。それから、銘柄の集約であります。また、原料の調達力ということで海外子会社との連携をお上げしております。

二二ページは、段ボールであります。自民党が段ボールを積み上げたりして規格数を強調していましたが、いきなり全部ということではなくて、とりあえず品目を絞って標準規格をつくっていいこうということで、コストを下げていいこうということであります。

それから、野菜の産地へ行けば、結局、販売戦略として位置づけられている部分も随分あるので、そういうものも考慮していいこうということです。

資材価格等の見える化

二四ページ、最後ですが、これもどこまで効果があるかということはありませんけれども、価格の「見える化」ということで、組合員の皆さんにしっかり資材価格がわかるようにしていいこうという努力です。今までは注文書ですと必ずしも正確な金額が出ないといったことがありますが、よりわかりやすくしていくということと、ホームページなども活用していくということと、一方で、国のほうでもこうした情報を提供できるように準備を進めるといふ話を聞いております。

これらをそれぞれ各JAの中で具体策として経営計画や工程の中に織り込んでくれというのが現在の方針ということでもあります。そして、この部分が一部、競争力強化支援法とも関連してくるということでございます。

自己改革工程表の策定状況

ということ、いよいよよまじめに入らせていただきましたと思います。

本冊の一九ページです。自己改革ということで、JA大会の決議として、先ほどの政治的な農協改革とか、PPPのさまざまな対策とか、一方で、我々も所得向上のためのいろいろな取り組みがあるのですが、現場ですうした取り組みが成果としてあらわれるようにということで、自己改革というのは一つの方式ではなくて、一番最初にお話ししましたけれども、各地域で集落単位とか支店単位でビジョンをもっており、その実現の一つの取り組みということになります。

一方で、それを実際に中期経営計画に落とすということを前回の大会で提起させていただきました。その成果をどう出していくのかということが自己改革なのですが、現状でいいますと、現実には工程表も含めて策定している、もしくは策定を予定しているというJAが六〇七割あります。具体的に中期経営計画の中で実際に見直しているというのも大体同じぐらいになっています。数値目標については若干低くて、二五%ぐらいにとどまっているということ、自己改革という言葉が悪いのか、それでできているからこうなのか、取り組みの成果という

のはしっかりと現場にみえてきていないというのが実態であります。

二〇ページは大会で提起した項目です。左側ですが、今回は待ったなしの状況なので、呼びかけだけで終わることなく、しっかりと農協の経営の中に落とし込むということで、中期経営計画や工程表をしっかりと策定して行動計画を策定する。それに合わせて、連合会や中央会も支援していくこととなっています。

それから、実践についても、営農・経済事業への経営資源のシフトを行い、JA経営全体として複数年でこの取り組みを進めていくことを提起しております。

進捗管理も、組合員との話し合いなどもしっかりと入れ込んで、組合員が評価して改善していくことを求めた仕組みとして提起をしてくれているということでもあります。

今後の対応方向

二一ページです。しかしながら、実際に我々はいろいろモニターとか調査などをやると、組合員を巻き込んだ取り組みにはまだまだ至っていないということでありまます。それは運動の進め方なのか、提起の仕方なのか、まだまだ話し合いとか情報発信が不足していますし、一方で、アンケートをとると、期待は大変高いというのが出

てまいります。

ということ、今後の対応方向としては、先ほどお話しした中身に尽きるのですが、いかに具体化していくかが一番重要なのかなと思います。そういうことと、最近では日本農業新聞でしばしばこういう取り組み事例などを出していますが、各JAの実態によってさまざまでありますけれども、取り組みを現場でしっかりとしていってほしいということです。

それから、国民理解と言っていますけれども、TPPの反省もあるのですが、農協内の取り組みということに終わらせずに、組合が実際にやっている取り組みをもう少し徹底して理解してもらおうということで、最近では、雑誌も使いながらやっております。今後は取り組み宣言のようなこともやりながら、内外にしっかりと示していこうと思っています。

それから、最後に入れているのは、これは一番最初にご説明しましたけれども、一方で、政府のほうも同じような、既に定期的な調査はやっており、しっかりと組合員の声を聞いて改善していく。そして、みずからも太宗の組合員、特に担い手を対象に自己改革に対する評価調査をやるうと思っています。そういうことをしっかりと意識しながら活動を加速していきたいと考えています。今のJAグループ全体でいえば、この改革がどこまで組合

員の目線にまで近づけるのかが一番の至上命題というところで現在があるということでございます。

以上、あとは先生方からいろいろご質問をいただければと思います。

討論 初めて分かったJ A改革の全体像

谷口 大変ありがとうございます。

私もきょう、J Aの改革の全体像が初めてわかったような気がします。というのは、今までの印象だと、一方的に政府が改革を唱えていて、J Aが受け身で、いわれやらやるといふうにみえなくはなかったのです。というのは、マスコミの宣伝がそんな感じでされています。しかし、きょうのお話を伺って、改革は政府とJ Aグループのキャッチボールで進んできた。もちろん政府の規制改革推進会議の攻勢が非常に強くて、また、介入の程度も非常に強いということがあったことは事実ですけれども、それなりにはね返しながらキャッチボールを進めていく中で今があるということが大変よくわかった気がします。

それで、先ほどのご説明のように、ことしの一月以降の法案の審議に入る前までの段階と後の段階に分けて、

T P Pを前後するところから法案に至るまでのプロセスは一体どんなものであったのかについて、皆さんからご意見なりご議論をいただければありがたいと思います。その上で、具体的な改革の内容についての意見や評価ということを議論したいと思います。

不十分だったT P Pの定量的な影響評価

それでは、私のほうからですが、二ページに経過があります。この中で、余り強調されなかった気もするのですけれども、T P P関連対策大綱をつくるプロセスについてです。そこでは左側にT P Pの影響評価ということがあって、この影響評価は、定性的な評価、定量的な評価に分けるとすると、定量的な評価が十分に出ないうちに、つまり、定量的な評価自体は最終的に一二月の終わりに出てきたと思うのですが、それより先に、定性的な評価が出されて、それがT P Pの対策、大綱ということころへ流れ込んでいくという流れができてしまった感じがするんです。

ですから、正確な影響評価が個々の品目ごとに、こんな金額で、こんなに輸入量がふえますよということが余り出されないうまま、とりあえず補正予算で対策をとろうというような流れができてしまった気がするんです。

あのあたりについて全中、あるいはJ Aグループの対

応を今、どんなふうと考えておられますか。

大西 あのときは、結局、全て試算だったということなのです。試算の議論がどこまで政策決定の元となる正確なものになるかというの是一つあったと思います。

一方で、先ほどお話ししたように、我々の要求というのは予算をとるためではなくて、前からの提案を行なったということですから、そうしなくては、一番の我々の関心事の生産基盤への不安というところに応え切れないということでした。

ただ、正直、試算をした県もありますし、県として出していたいただいたのは意味はあったと思います。その他にも試算等があったのですが、それをもとに要求するかといったときに、根拠のところの議論にどうしてもなってしまうので、その根拠を議論し続けるよりは、本来、我々がずっと主張してきたことをぶつけるということでしょうか判断できなかったということです。

峻別すべきだったTPP対策と当面の課題への対応

谷口 私はあのときに、あえてプロセスのことを問題にしたのは、こういうふう理解したからです。つまり、TPPがあろうがなかるうが、現在の日本農業、そしてその中で農協が抱えている課題は明確にあるわけですね。それを全中はずっと以前から要求してきていたのだ

から、そのことをTPP対策とは一応分けてまず論じることができたということが私の論点だったのです。

ですから、あのときに補正予算で出てきたものは、総合的な「TPP関連対策大綱」でくくられてしまっているのので、TPP対策として評価されたというふうにすりかわってしまったんじゃないかなと、私はそういう議論をした覚えがあるんです。

そうではなくて、TPPそのものについてはもうちょっと厳密な議論をして、そのひとつひとつについての予算措置も含めた対策は、そうすぐに補正予算でできるものではないかと。そもそも数値的なものは政府として全然出していない段階で対策にまで行ってしまったのはおかしくて、結局は、従来から要求していた基本的な政策についてとりあえず補正予算で対応できることをやりましょうということだったはずなんです。

でも、それがTPPに関してすぐできる対策で、あとは制度論の議論だけしようと、そういうふう切り分けられてしまって、曖昧になってしまったという印象があるんです。

大西 ただ、結果としてTPPが成立しなくても我々としては現場の不安、一方で生産基盤の強化をずっと言い続けていかなければならない、それは結果として厳密に分けられなかったからということかもしれません。

ただ、我々の論理は、最初にお話ししたように、そもそも生産基盤が弱体化し、高齢化し、東日本大震災もあり、これをもろん我々自身で何とかやっていたいかなければいけないけれども、一方で、我が国としてしっかりそれを支える政策が国民にとっても必要ではないかということしか、逆に言えなかったのです。

谷口 そのところが、外側からみていると曖昧なまま、政府・与党がTPPについて基本的な対策をきちんと打ったのだと評価されてしまったような気がするんです。その上で、足りないのはJA側の自己努力だと、そういうロジックにいつの間にか切りかわってしまったような印象があったものですから。

大西 あのときの構造は、先生がいわれた生産現場の問題と、一方で、大筋合意したということに関して、両方あったので、それがさっきの一文にあった現場の怒りというところにあらわれていると思います。

一方で、現実到现在抱えている課題を我々として表明しようとする、ああいう方法でしかできなかったということとです。正直、現実に試算をどこまでいったとしても、その根拠の議論というのは言い切れなかったです。

谷口 私としては、いまだにまだ試算がちゃんと出ていないのじゃないかという印象をもっているんです。

大西 でも、国は出しています。出していますけれど

も、それを認めるということも問題があると思うのです。

谷口 ただ、それが我々にとって納得のいくようなものかという、根拠は……。

大西 ええ。結局、そういう議論になってしまっている。

谷口 そうですね。

流通・加工業界再編成が前提の農業所得向上

服部 農業所得の向上というのは非常に強くいわれてきたテーマですが、結局、そのためには流通コストの引き下げが必要だと。それは基本的には、流通・加工業界の再編成が行われなければ、流通コストの引き下げには結びつかない。資材コストの引き下げについても、生産資材業界の再編成が行われなければ、基本的な資材コストの引き下げはできないと思うのです。

もちろんそれ以外にもいろいろな具体的な手法はあるのでしょだけれども、やはり流通コストなり資材コストを引き上げていく基本的な方策としては、業界の再編成がその前提になければいけないということだと思うのです。ただ、それはいうはやすくは行なうはかたいたいのか、あるいは全中が、あるいは全農が関与している場面もあるのでしょだけれども、やはり相手がいることであっ

て、簡単にはいかないような気がするんです。

そうすると、農業所得の向上というのは、もちろんそれを目指すのであればいけないわけですが、それほど簡単な話には思えないんです。ところが、一方ではそれがお題目のように語られているわけでしょう。しかし、実際にそれをやろうとしたならば、大きな構造的な再編成をやらなければならないというのが基本的な課題としてある。

それは農業界だけがやろうと思ってもできないわけですね。さっきお話があったように、政府等々の関与なり対応が重要になってくる。農業所得の向上ということが安易にいわれていて、やればできるのに今までやられていないと、それをやらなければいけないのだと、そういう話にややもするとなってしまうような感じがしてしまふんです。

だから、業界の再編成を前提にしなければ、基本的にはこういうことはできないのだと。これをもっとはっきりいわなければいけないし、そういうことをどう政府に迫るのかはいろいろあるでしょうけれども、余りにも安易に語られていて、やるべきことは決して簡単ではないのだけれども、それを本当にやるのかどうか。やるとしたらどういうことをやるのか。そういうことをもう少し具体的に農業界からも出したほうがいいかなという感じ

がするんです。その点はどのなのでしょう。

谷口 今の質問はちょっと難しかった気がするのですが、それは全中に要求すべきことなのか、全中が政府に何を要求すべきなのかという質問ですか。

服部 後者です。

大西 服部先生が言われたようなお話を私もマスコミに言われたことがあるのですが、結局、私が全農であっても、業界の再編とかというのはやれないし、強制的にやったら独禁法違反になってしまうという話をしたんです。

本来、農業者の所得向上が目的で、業界再編が、近道かということであれば、ほかにもやることはたくさんあるので、もちろんそちらを優先すべきだと思っています。

一四ページの①製造・流通コストを下げるということですが、肥料も飼料も全体に確かに使用量は落ちていくわけですから、どうしても再編が必要だという客観的事実はあると思います。それをしないと次の合理化ができませんとなると、そこは②で書いたのですが、昔、肥料業界は当時の通産省が強制的に業界の再編をやりましたが、そういうことは確かにあり得ると思うのです。

それを現在の肥料や飼料でやるとすると、国や業界し

われたことをどこまで農業団体ができるかとなると、独禁法の問題がでてきます。

服部 ただ、それが農業所得の向上と結びついているわけでしょう。そこができれば、所得の向上が基本的にできるということにはならないですよ。

流通・加工業界再編は所得向上につながるとは限らない

大西 先生がいわれている質問は、例えば、米卸の業界などでもそうで、確かに過剰傾向ですけれども、再編が最終的に農業者の所得向上につながるかどうかというのは、正直、ストレートにはいけません。むしろ、独占が広がって、結局、買ったたかれるなんていうこともあり得るわけですから。

今回、全農は「シミュレーション」という言葉を使っていますけれども、とにかく一回ためしでやってみて、その影響をみながら、一つは、さっきの入札方式でやってみていくということをしているんです。ただ、業界再編のほうはまた別な要素なので、そこは農業者団体だけではいえないことだと思います。

この資料は政府の資料ですが、そうなかなかストレートにいくことではないというのは事実だと思います。

谷口 今の点は、一五ページのところでははっきりしていると思うのです。(1)と(2)があって、上のほう

は一般的な価格引き下げ、あるいは流通改革で、下のところは全農についてですよと、分けられていますね。これが正しい区分だったんじゃないかと思うのですけれども、いつの間にか、全農改革ということでごちゃごちゃになったわけですね。

というのは、全農自身がくみあい肥料やくみあい飼料でもってつくっていますよね。ですから、上のほうに絡んでいるわけですよ。それがちょっと特殊であって、これを普通の人がみると、農協は全部に責任をもっているみたいに受けとめられてしまっているのですが、その峻別はさっきの説明の中でされているわけです。だから、そこをもっとはっきり打ち出さなければいけないかな。理論的には。

大西 そうですね。はっきりするということです。これは今回は方針としては明確に打ち出しています。

谷口 外の人にはわかりにくいですね。だから、一四ページの説明は非常にいいと思います。対外提案という形ではっきり分かれているので、そこを強調されるのが大事だなと私は思います。

米の直販比率増加は価格向上に資するか

安藤 三点ほどあります。一つは、別冊の一〇ページの「米穀事業方式の見直しの方向」についてです。ここ

は非常にわかりやすく、直接販売の比率をかなりふやしていこうということが書かれています。買い取りに多分なっていくののだと思いますが、そうすると、詳細は私もよくわからないところはありますが、卸を抜いていくというか、直接売っていく方向になりますよね。

そのことによって生産者からその分高く買うことができるようになるのか。それとも、逆に全農が過剰在庫を抱えてしまうようなリスクもあるわけで、むしろ逆に生産者を買いたたいてしまうようなことにならないか。あるいは、そうした卸の機能を全農が担うことでコストがふえたりしないかどうか。これはかなり思い切った決断のように思いますが、そのあたりの勝算の見込みはどうなのでしょう。もちろん、ふたをあけてみないとわかりませんが、かつ、生産調整が廃止という中で、大変な決断をされたのかなと思っております。それが一点目です。

大西 安藤先生、さすがに的を射たご質問です。実は全農も大卸ではなくなるということを意味しております。一〇ページでいいますと、全農直接販売といっていますが、実需者とは実際には契約でやっていくというふうに、コメ業界を変えていきたいと思っています。

ですから、契約でそのとおりいくかどうかというのは、今の業界慣習からいうと大変難しいところはあるの

ですが、ただ、契約しているので、それをちゃんと回収できるという前提で価格を保証していく。そして、結果的には今の大卸のような機能を削減できるというのが方向性です。

それから、パートナー卸とここに使っているのは、相手方としっかり契約が結べている卸は利用すると。ただ、もって抱えて上がるのを待っているとか、下がるのを待っているとか、そして最後は投げ売りするとかという卸とはつき合わない。

あとは直接中食・外食のところに入っていくという戦略なのです。これも、実際には既にやられている部分があるので、それを拡大しながらスピードを考えていくということですね。

それは、需要のほうで、今までの量販店、生協から中食・外食、炊飯業界が増えていることが背景にあります。ただ、一方で、これが先ほどの服部先生の業界再編にどうつながるかとかということまではまだまだ見切れていないと思います。

全農の調達力強化は株式会社化と結合しないか

安藤 全農にかかわる話です。これは大した話ではないかもしれませんが、別冊の二〇ページの原料の調達力の強化というところで、全農グレインの船の積載能力の

強化とか、ブラジル穀物会社との提携とかが出ておりますが、全農さんがこれをアメリカ抜きでやられると、むしろアメリカは嫌がるではないかと思えます。アメリカのメジャーを通してくれと要求してくるのではないでしょうか。全農の株式会社化も迫られていますよね。

こういう調達能力のところもむしろ支配下に置きたいと考えているようにみえます。そして、全農の人事に対してもかなり介入が入っているという話が日本農業新聞にも出ておりました。このあたりは、あるいは全農の株式会社化の要求について、どう対応されるのでしょうか。

大西 まず、できるだけ拠点をふやすという理由は、中国の需要が急激に伸びていますし、世界的には食料需要が高まる中では安定供給するために拠点をふやしていくというの、以前から全農の戦略としてはありました。アルゼンチンが既にやって、ブラジルもということ。多元化ということ自体は、安定供給上どうしてもやっつけていかなければいけないという背景があると思いません。

それから、株式会社化については、もう既に全農も意見をを出していますし、今回、農協改革の一番大きなポイントだったと思うのです。結局、そのことが事業の強化につながるのか、それから、小林先生が詳しいかも

しれませんけれども、オーストラリアの協同組合がメジャーに買われてしまう現実もあります。一方、協同組合の組織が強いというのは世界的に立証されていますが、今回の規制改革の議論の中では、そこは否定されたのかなと思っています。株式会社化しないという方針は今も変わっていないと理解しています。

J Aグループからみた農村政策

安藤 ありがとうございます。真の意味での国益のために頑張っていたかと思えます（笑声）。

もう一つですが、これは石を投げるような話で大変恐縮ですが、資料②にJAグループの政策提案というのがありました。その中の六ページに、(2)で地域政策の拡充ということが書かれております。これは農水省の政策を考えて出されたのかなと思ってみていたのですが、五年後が大変だといわれていた准組合員問題に対応するような政策要求というのはなかなかないですね。

そこで大変気になっているのは、農業者が大事とはいっていますが、准組合員の問題です。もう少し広くいうと、今後の農村社会をどうしていくかという政策要求はできていないと、感じました。

地域政策の拡充の中身をみても、基本的には地域資源管理ですよね。農村社会をどうしようかという提案では

ないですね。そして、地域政策というものが新たな分野に挑戦する付加価値創出対策に入っているというのも理解できない。農協がある意味で地域協同組合になっていく中で、組合員をどうまとめていくか、そのための農村政策というのは何なのだろうかという点が、明確には打ち出されていない。

もう少しというと、それを受けとめるような体質が農水省には残念ながらない。農水省にはそうした農村政策を本気でやろうとしている部署がないから、全中としても政策を出せなかった。そういうふうには読みました。全中さんからみても農村政策を構築していくような能力が農水省にはないとみている結果ではないかと私はここを読んだのですが、どんなものでしょうか。

谷口 今のお話を二つに分けると、一つは、准組合員に対する具体的な対策が少し不足しているという論点と、もう一つは、それと絡めながら、農村政策、実は農村だけではなくて、都市近郊のJAなども含めて地域政策ですね。それが不十分なのではないかというご意見ですね。

安藤 そうです。ただ、これは政策要求ですから、政策要求を農水省に投げて受けてもらえないから、この程度の内容にしかならなかった。

大西 重要な指摘で。まずは、JAグループにも実は

今そこが突きつけられておりまして、政策提案より何より、准組合員に対しての対策というのを今ようやく真剣に考え始めて、JA横浜のようにちゃんと准組合員をさらに細分化して、いずれ農家になる層とか利用者層とかに分けて、それに対して関係を強化していくとか、京都などでは総代に准組合員を加えることで意見を反映させるとか、そういう仕組みがようやく芽生えたところで、そういう点でいうと、JA自身というか、我々自身もずっと准組合員のことを、本来、協同組合であれば当然考えなければいけなかったことを今ようやく考えているということ、そういう点では、政策提案の前にまず自分たちがもう少しというのが現状です。

そのように考えると、まだまだやるべきことはあって、我々も今、本格的に関係強化のための調査などやってみるのですが、この前も総務省のほうでも出ていましたけれども、若い層も含めてすごく農業に食いつきがいいとか、JAに対しては印象がいいとかとあるわけですね。

そういうことを現実に関係強化の事業というより、農協の活動として生かしてこれたかというところ、やはり生かしてこれていなかったという反省はありますので、むしろ我々自身ももう少し努力しなければいけないことだという認識でおります。まだ不十分ではあるかもしれない

せんけれども、今回の様々な嵐の結果、ようやく芽生えてきたかなと思います。

それから、もう一つの話も、地域政策とは何だと。自分たち自身が、ここにも書いてあるのが精いっぱい、多面的支払いとかそういうレベルでしか実はもっていない、もちろんこの政策をつくっていただく上ではいろいろあったことをどこまで十分組織が理解しているのかというのがある、今、ようやくなのですけれども、ちょっと愚痴になってしまいますが、途中で地方創生というのは国のほうも分かれたりもしたじゃないですか。けれども、どっちにしても住んでいるのは自分たちなので、ようやく地域政策とは何ぞやというのをまずは自分たちでしっかり考えてみようということです。

今は政策提案でいうとこのレベルでして、直接支払いとか鳥獣害対策しか出てこなくて、地域施策は先ほどの「魅力増す：」の中にも入れたのですが、現場からもなかなか上がってこなくて、でも、何か必要だよねとみんな思っていてということもあって、ここはある意味では先生方のお力もかりながらもうちちょっと充実させていかなければいけない。それで、研究会をおくればせながら、今やっているところです。

事例などはたくさん出ています。農協青年部活動の毎年の発表があるのですが、そうすると、以前は単なる食

農教育などだったのですけれども、最近、食農教育も単なる食農教育ではなくて、ある一日の食材を全部地場産にしようというので、伝統野菜を入れるのに、子供たちにその種とりから栽培まで一貫全部やらせて、それだと農業にならないので、最終的に行政に売るところまでやらせて、その得たお金で本を買うとか、そういうことで農業全体を体験させ、さらに子供食堂を農協青年部が核になって広げてみたりとか、祭りを商工会と一緒にやってみたりとか、そういうことがたくさん事例としてあるのです。これは反省かも知れませんが、余りにも事業、事業と言い過ぎていて、活動のところの広がりもしっかり取り上げてこなかったことが積み重ねになっていない弱さとしてあるのかなと思います。そこはまさに反省すべき点だなと思って、今、安藤先生のお話を伺っております。

農村地域工業等導入促進法の危険な性格

梶井 今度の国会に農村地域工業等導入促進法ということで、通産省のほうで立案して農村地域に新しい工場を持ち込むと。この農村地域工業等導入促進法のほうは、むしろ工業の枠組みを超えて、全業種、何でもいよいよという形に切りかえてしまうと。そのときに、例えば、市町村に基本計画をつくらせて、その計画に基づいてや

らせるということは新聞に出ていましたけれども、JAはその基本計画の作成にもタッチしていかなければおかしいと思うんだな。

農地の改廃というのが同時に進んでいきますから、国会の先生方は優良農地のつぶしになると、一種農地の転用までその計画にのっとってやればオーケーというようなものが両方とも乗っかってきていますよね。一種農地の転用許可というのをそういう形でやるというのは今度初めてだと思うのです。

もともと、九年の農地法改正のときに、あの改正の一番の狙いは、株式会社などの賃貸借等による農業参入というのを事業化したと。それが一番正面に出ています、あのとき大臣だった石破さんなどは、農水委員会で今度の改正案の趣旨を説明したときに、石破さんが説明したのは、改正法の眼目は、ほっておけば農地の開発がどんどん進みそうだから、第一は転用の厳格化だ。

第二に、多様な営農主体の導入ということで、一般的には第二のほうが〇九年改正の主眼だといっているけれども、石破さんは転用の厳格化だといっていた。その転用の厳格化が、今度是一種農地の転用までその計画に乗ってやる限りはどんどん認めていくよということになりかねないということだと、大分違ってきますよね。今度、開発促進法の転用促進法になりかねない。今出ている二

つの工業導入案の通産の法律と農水省の法律は両方ともそうですよ。

その導入計画の基本計画は県の基本方針に基づいて市町村がつくるのだけれども、その市町村の立案のあれには、当然、JAが重要なメンバーとしてその計画づくりに入らなければおかしいと思うのです。そういう意味で、この地域政策にどうJAが関与していくかということとは、もう少しきちんと考えなければいけないのではないですかね。

大西 この農村工業参入法は理解不十分ですけれども、近いところでJAが位置づけられている法律として、今、都市農業基本法に基づく基本計画を各行政でつくってもらうところには、必ずJAもしっかり位置づけていただいております。そういう点では、この分野がふさわしいかどうか。むしろ農業委員会系統かなと思うのですけれども、農業委員会系統があればおのずとJAとの関係というのもあると思うのですが、そこはもう少し事実確認をしてみます。

梶井 結局、農村工業導入というのは、通産のあれにははっきり、これに従ってやるときには農地転用にも便宜を与えるようなことが書いてあるんです。地域政策を本来JAがもたなければいけないとすれば、そういった点に無関心であってはおかしいと思うのです。それはも

ちろん、都市農業基本法にも地域計画等が随分関連しますね。工業導入の基本計画自体に地域としてどういう導入計画をもつかというのを今度つくらせることになっているわけですから。

谷口 今度の農工法自体について、梶井先生はどのようにお考えなのですか。

梶井 農工法は全業種に広げるといふんでしよう。今までは農村工業だったけれども、もう農村工業等じゃないので、名前も変えるらしい。あらゆる業種に拡充するというところで。今までは五つの業種しか上げていなかったですね。あんなに無制限にやるというのは、どうかかなと思うのですが。農政自体がはっきり地域政策として、地域の開発はどういう都市で、どういう方向でやるのだというのが、農水省自体がはっきりしていないんです。だから、わけのわからん「農村」という概念を使って農村所得なんていうのと同じですよ。

谷口 ただ、工業でもって就農機会を与えるというだけではなくて、量販店を初めとする多様な流通業界、外食産業等々が展開しているという状況がある程度反映した話かなと思うのですが。

農協改革と職員インセンティブの関連は

加瀬 実態を知らないのです、おかしな質問だったら捨

てていただいで結構です。

農協全体の問題にして進んでいくのがかなり困難な状況であるというお話がありましたけれども、農協の各段階のインセンティブが出るような方針なのかどうかという問題があると思うのです。

例えば購買事業であれば、マージンの配分といったような非常に微妙な問題が当然あるわけで、それがどういう配分に動いていくのかというあたり、これは表に出して議論するような問題ではないかもしれませんが、そういうのがイメージとして職員の方にないと、みずからのインセンティブとしてやっていくという力にはならないのではないかと感じがするのですけれども、農協の人であればだれも反対しないという、そのレベルだけで各級のインセンティブが出せるのか。あるいは、そういう議論はそういう議論で、文字には書かないけれども、十分配慮してやっておられるのかというあたり、差し支えなければ教えていただきたいと思えます。

大西 同じ質問が出たことがあるのですが、私どもが知っているのは、今回、農業者の所得向上とか生産の拡大というのは、JAでも地域によって違うのだと。だから、そこで所得を上げるためにどうすればいいかという地域毎の計画をつくって、資源配分を経営計画の中でつくってくれと提起しております。

この計画に今回の施策を組み入れ、活用し、成果を出していくことです。先生おっしゃるとおり、そのように理解してもらっているかどうかというのは、これからと思います。

だから、もともと計画の中で、この地域をこれだけ豊かにするためにこうする、販売額を上げるためにこうする、そして、コストを下げるためにこうするという要望に対し、支援策を提案したものです。こうした点をしっかり説明しないといけないのだと思います。

ただ、日本農業新聞をみても、一般紙をみても、毎回、見出しで判断されてしまうので、おっしゃられる懸念というのはすごくあって、本来の目的が見失われないように進めるということだと思います。

農協組合員のお客さんへ傾向

谷口 今の点をもう少し詰めておきたい気がするのですが。というのは、農協の改革が課題であるときに、農協の職員による農協の改革になってはいないかなという論点なんです。つまり、組合員が農協の主人公であったはずなのに、いつの間にかお客さんになってしまっている。だから、農協の職員が改革を進めているのを見ていて、中央会や全中が何かやってくれるのを見ていて

う、やや受動的になっているところと共通する面があるのではないかなと思うんです。

ちょっとややこしい話ですけども、極端にいうと、農協が買い取り販売をやるということは出荷する組合員をお客さん化するということなんです。つくったものを売ったらおしまいと。こうした状況下では、組合員というのはどういう存在なのかをもう一回問い直さなければいけないわけです。規制改革推進会議なら、ただお客さんにする方向でいいわけです。農協を会社化したいわけですから。そのところにギャップがあるような気がするんです。これは重要な論点なのかなと思うのですが、どんなものでしょうか。

大西 その点でいうと、今回もあえて前々回の大会資料をおもちしたのですが、その前まではずっとJA経営中心の改革だったんです。前々回の大会では、それでは突破できないから、組合員を巻き込んで、極めて協同的な手法に戻ったのですが、ややもするとそれがまたもとに戻ってしまうというリスクは、先生おっしゃるとおりあるのだと思いますけれども、それだと、もともとの目的が達成できないと思うのです。

ですから、やはり原点に帰っていくしかないかなと。そして、組合員とともにやっていくしかない。それはいろいろな規制改革も含めてでしょうけれども、そうやっ

て対抗できるということなのかと思うのです。

農協改革という名の協同組合攻撃

小林 基本的に、全中とか全農改革、あるいは畜安法による指定団体の弱体化というのは、生産者の協同の力を弱めようという、完全に協同組合に対する攻撃だと思ふのです。例えば、共販というのは協同組合の一つの柱ですよ。共販について、マスコミとか推進会議などは、農協がリスクを負わずにもうけているというのだけれども、逆に、買い取りをしたら、農家と農協は敵対関係になるわけです。私は、改革として買い取り販売を拡大するというのは、どうしても理解できないんです。これが改革になるのかと。

むしろ、規制改革会議がいうとおりの方向になってしまつて、全農の株式会社化を進めるという方向にならぬいのだろうか。むしろ、全農は協同組合だから、共販を推進する。共販はこういうことではばらしいのだというところをもっとアピールすべきだと思います。原則的にいうと、そういうことであるだろうし、最初にみせていただいた「次代へつなぐ協同」のこの方針はすばらしいわけで、これで突っぱねてほしかった。このままだと全農は株式会社化されて、内部でも株式会社のほうがいいんじゃないかという方もいらっしゃると思うのです

が、それは間違っているのではないかと思ひます。

大西 ところが、政府も共販を強めると述べているんです。協同組合なのだから、共同購買、共同販売をやれ、共同販売をするために、結集するために買い取りをやれという論理になつていゝんです。だから、そこは確かにあるかもしれないです。ただ、今の論理はそうだし、政府側も共同購入、共同販売を結集しろという論理なんです。ただ、それはそうならんじやないかというのは確かにあり、実際にはバランスだと思ひます。そこは懸念事項として、常にバランスを考えたいほうが良いかと思ひます。

谷口 規制改革推進会議自体が全く矛盾したことをいっているということですよ。全く相反することをいっているんです。それはずっと重要な論点なんです。

大西 そうですね。一貫してずっと共同購入・共同販売ということをしていて、協同組合なのだから徹底しろという言い方をずつととしている。農水省もですけども。

谷口 でも、委託販売ではなくて、あくまで買い取りなんですよ。

服部 買い取りといたら、全農、農協だって事業体なのだから、安く買おうと動くのは当然でしょう。

大西 ただ、茨城のある農協は、買い取りにより責任を

もって農家の所得確保のため、販売努力と資金を引き受けておられる事例もあります。ただ、こうしたことが協同組合を弱めることになるかは、一般に判断できません。

谷口 要素はあるんですよ。お客さんになってしまってから、後は農協が勝手にやれということになりやすいわけです。

小林 手数料主義というのは、手数料率ははっきりしているわけですよ。確かに価格が高ければ手数料も高くなるし、数量も多くなれば手数料も多くなるわけですから、それで販売については努力するわけですよ。購買については、高いものを買わせようとするれば、当然、手数料が高くなるということもありますけれども、高くすれば買わなくなってしまう。

つまり、農協から離れるということで、数量が減るわけですから、安くしてもっとふやそうというインセンティブは働きますね。企業は利益率はブラックボックスなわけですから、そうなってしまったら協同組合ではないわけですから。

農協と組合員との根源的な関係を問う

矢坂 今のことと関連したところから申し上げますと、農協と組合員との関係については、組合員を巻き込

んだ取り組み、話し合いや評価の把握ということにとどまっているように思われます。従来の利用高配当などに高い関心を寄せる組合員とJAの関係を刷新していくという問題意識が必要でしょう。一つは、組合への帰属意識です。多くの組合員には農協が普通の会社と同じようにみえてきています。両者の関係を刷新して、自分たちの組合、地域の組合という帰属意識を新たに創り出していくことが欠かせません。そうした意識の希薄さが准組合員問題の記述の不足というところとも結びついているのではないかと。

二点目は、販売事業と購買事業の改革の方向性が大きくずれていることです。生産資材の購買は、肥料がその典型ですが、取引の組織化・集約化という従来の購買事業そのままの理念をもっと強化するとしています。しかし、そうした取引、組織化、集約化ではうまくいかないという現実がこれまでずっといわれ続けてきたわけですね。

製造原価情報をもっていない農協が、取引相手を大企業に絞っていったって集約すればするほど一種の二者寡占になってしまって競争が生まれない。そういう協同組合事業の組織化の限界を意識することが大事です。スポット的な取引など、一般企業の柔軟な取引のあり方をどの程度どのように取り込むかということなども検討されるべきだったのではないかと。

販売事業は、市場化というのが逆に前面に出て、株式会社と似たような方向性、ややもすれば強引な指針が示されています。

コメがその典型でしょう。精米卸売業に徹するためのマーケティングに積極的に取り組む事業体制は、全農県本部にはほとんど見受けられません。販売努力をしなくてもすむ大手卸売業者との大口取引しかしてこなかったわけです。実需者相手の精米取引では銘柄などよりも価格や納期などに厳しい取引、決済の信用度に留意した慎重な取引も求められるでしょう。しかも、そういう実需者との取引は、直接あるいは間接的に組合員でもある大規模な農業生産法人の顧客でもあるわけですね。そういう顧客を農協が奪っていくという対立も想定されるなかで、実需者への直接販売を主食米取扱量の九〇％に引き上げるといふ計画になっています。この数字は現場の状況を踏まえていないのではないかと。それが三ポイントです。

四点目は、先ほどのインセンティブという論点と関わっている業務リスクへの対応についてです。職員が新しい業務のリスクをふまえて提案し、それを農協が的確に評価して採択するという体制がなければ、職員はあえて新しい業務・企画を提案しようとはしません。単なる売り上げ増大ではなくて、リスクを大枠で管理したうえで職員の業務の裁量の余地を広げるといった視点があって

もいいと思っています。しかし、リスクをとって事業を進めるという風潮がJAには希薄なことが多く、何か新しいことをやろうとしてもブレーキがかかる。

一方で、JAが事業に失敗して大きな負債を生み、例えば、経営が破綻するような場合に、どうやってその負債をカバーするのか。従来のように、全中や農林中金が資金を注入するといった手法でいいのかどうか。本来はそういう問題にも踏み込まないといけなかったのではないか。

お答えします

大西 まず、組合員とJAについては、前の大会もそうですけども、今回も一番大きな課題として上げていまして、さっきもちょっとお話しさせていただいたのですが、本冊の六ページの、例えば、hの正・准組合員のメンバーシップの強化とか、iの准組合員の「農」に基づくメンバーシップの強化とかで、現実には手法も含めて今確立しつつあります。ただ、まだまだ追いついていないということはありませんが、注目してここを重点化しているという事実は一つあります。

それから、購買事業については、従来の手法を徹底するというのとはお異なります。一方で、これもさっきお話ししたのですが、まずは、従来の手法を徹底して効果

が出るものから始めようということで、さっき高度化成の話を見せていただいたのですけれども、高度化成の標準銘柄からやって、競争が起きなくなってしまうと、先おっしゃるとおり独占になってしまうので、そうではない形でやろうということをやっています。

韓国はそのやり方でコストを下げたという実績もあります。ただ、全部が全部そのように競争がきくかどうか。例えば園芸品目などは、それは次をみながら、本当に競争が働かなくなっている意味がありません。

それから、販売のところかというと、例えばコメでお話があったとおり、今はパルライス会社が現実には、生協を含め販売していますけれども、ここはまさにこれから強化していくという分野です。

というのは、逆にいうと、九〇何%集荷率があったときから四〇何%に変化する中でも、精米販売とずっと言い続けています。もう一〇何年言い続けていますが、なかなか実現できていないんです。けれども、農家の皆さんに所得をしっかりと戻すためには、やはりそこにつながるっていかなければいけないってしまっただけという背景があると思います。ただ、現実には、まだまだ努力しなればいけない部分が多数あるかなと思います。

それから、農協職員のインセンティブの話と、もう一つは農協経営のセーフティネットの話があったと思います

すけれども、本来、あくまでJAや支店や集落の自己改革が基本なので、そこがまずあって、そこでいろいろな地域に合った所得だったり生産だったり拡大があって、それを生かすための施策なので、そういう点でいえば、全てこれをやれという方式ではない形で提案をしています。また、そういうふうな誤解される部分もあるので、きょうも説明させていただきましたが、あくまで各JAがみずから既につくり上げられた農業者の所得向上や生産拡大の計画があるわけですから、その中に生かしてくださいと、そういう言い方を今も続けています。

それから、セーフティネットの問題はまさにこれからの課題だと思います。今はおっしゃるとおり、中金のシステムと中央会の指導権がセーフティネットとなって早目に経営を直すことができるのですけれども、これから普通の監査法人になって、そこをどのようにつくり上げていくかというのはまさに課題のところ、今、進行形です。

自主改革か横やりが入ったのか

堀口 僕自身も含め、一般の国民の方も、この論点というのがなかなかとらえにくい。一つは、農協系が自己改革をしなければいけないという前から取り組まれた課題があるのに、全然別な意図で横やりが入ってきてい

て、むしろ横やりがメディアのほうに出てしまうものだから、例えば全農改革も、農協自体の改革として進めてきたのが、別な意図で振り回される。

例えば、端的な質問は、国会でいろいろな議論があったときに、農林大臣を含め、「全農改革はまだ不十分です。

フォローアップさせていただきませう」と。じゃあ、一体何が不足なのかということ指摘しないで、ただただ追って行く。規制改革会議が全然脈絡なしに、しかも、非常に重要なものを気軽に出すといえますか、くせ球といえますか、そういうものが入ってくるから、どこが核心なのかかわかりにくくなってしまっている。本来なら、「余計なお世話だ」というのが一番だと思うのだけれども、それでもこういう農業情勢の中で関係するところが自己改革をしなければいけないという課題はよくわかるんです。

そういう中で、一つの質問は、政府側なりが「まだ不十分です」というのは、何を彼らは期待しているのかを大西さんはみておられるか。僕は議論を聞いてみると、農協の位置づけがどんどん弱くなって、むしろ協同組合の基本を弱くするところに狙いがあるような感じがするのだけれども、そこは論点にならなくて、農協は頑張っ

べきことじゃないのかと思うのだけれども、その辺をどう応えたらいいのか、どうみるのがいいのかというのが、質問なんです。

ただ、余りにも規制改革会議がいろいろな課題をあげるから、それぞれの問題がよく詰められない。僕自身は、小林さんがいうように、本来、手数料制であるのが合理的だったのだけれども、今の状況の中では、全農がリスクをもっても、有利販売を積極的に仕掛けるという段階に来ているのではないのか。

単なる手数料で市場で売っていくだけでは、こちら側の影響力が出せない不利な販売になってしまっているの

で、本来の共販とは違う形もあり得るのではないか。そういう中で、外から迫っている狙いと、協同組合自身が自己改革しようというのは、どこがどのように対立しているのか。

「改革」の着地点はどこか

谷口 つまり、この改革の着地点をどうみているかということなんです。規制改革推進会議は本当に農協をよくしようとしてやっていると思ってるのですか。そのところをはっきりしたほうがいいんじゃないか。つまり、協同組合の理念そのものを究極的には余り認めない、否定する方向に向かって、今、一里塚を次々に築い

ているという印象が拭えないんです。それで、言っていることをわかっているけれども、しょうがないと思っ
ているのか、これはやはりたかかないといけないと思っ
ているのか。非常にづらい厳しい質問ですけれども。

そうすると、実は農協の話というだけではなくて、日本にあるさまざまな協同組合組織の矢面に全中が、あるいは農協が立っているのであって、もうちょっと連携してやるべき課題があるのではないかなと思います。ちょっときつくいってしまったかもしれませんが。

大西 まず、流れでいうとわかりにくくなっているのは、農業改革が農協改革になって、さらに全中とか全農の改革になっていくということが確かにあるんです。先ほどの堀口先生の、今、政府側が何をいっているかというのと、全農改革に焦点を当てて、じゃあ、本当にさっきのことをやり切れる形になっているのか、やれる体制になっっているのかということ、今ずっと言い続けています。

なお、方向性として、協同組合なのだから、共同購入、共同販売を徹底するというのは認識が統一できていますし、あちらがむしろいってきています。結局、そこに焦点を当てるといふことなので、我々としては、よって立つところは農業者の所得向上で、相手の舞台に乗らないためには、それを言い続けるしかないのかなというのが

ポジションです。

それから、全中改革が始まったときに、既に、日生協も含め我が国の協同組合が共同して取り組んでくれますし、そこをもっと深掘りしなければいけないというのは認識を共有しています。日本の協同組合は基本的に役所ごとの所管となっております。一方で生協と農協は高度経済成長期に大都市へ人口集中したときに、大都市の生協と各地方の小さな農協との交流があって、産直をやったり、集配センターも建設とともに成長してきたという歴史があります。こうした事業にとどまらず、もう一度、そういう協同組合理念のもとに我が国でさらに事業を定着させていかなければならないと思います。

最後の谷口先生の質問は範囲が広く、十分な答えになっっておりませんが（笑声）。

谷口 現場へ行くと、そういう感覚をもっている組合長さんも少なくないし、職員も多いので、あえていったということですね。

それでは、時間が大幅に過ぎておりますので、終わりに致します。

きょうは、大西さん、どうもありがとうございました。

大西 どうもありがとうございます。拙い話で、大先生方の前で恐縮でした。

主要農作物種子法廃止で露呈した アベノミクス農政の本質

京都大学大学院経済学研究科教授 久野秀二

1 はじめに

二〇一七年三月二三日に衆議院農林水産委員会で審議（五時間）、即日採択され、翌週二八日に衆議院を通過、そして四月一日に参議院農林水産委員会でも審議（五時間）に入り、一三日の参考人質疑（二時間）を経て、一四日の参議院本会議で可決された主要農作物種子法廃止法案をめぐる一連の動きは、国民の批判や懸念を頭から無視し、道理も大義もない政策を次々と推進する現在のアベ政権をまさに象徴している。

あらためて言うまでもなく、種子はもっとも基礎的な農業資材である。種子のあり方が農と食のあり方を左右し、農と食のあり方が種子のあり方（品種改良の方向性）を規定する。多様な作物品種を守ることが多様な農と食を支えることになるし、多様な農と食を守るためには多

様な作物品種を維持し再生産していかなければならない。逆に、例えば「緑の革命」を支えた高収量品種・ハイブリッド品種は農業の近代化を推し進め、マクロ的には食料増産に貢献したものの、農薬・化学肥料の多投によって環境負荷を高めるとともに農と食の多様性を喪失させる契機となった。そのため「種子を制する者が農業を制する」と言われてきたし、バイオテクノロジーの発展を受けて「遺伝子を制する者が農業と食料を制する」とも言われる。しかし、そもそも種子は誰のものなのか。従来育種技術であれ遺伝子組換え技術や最先端のゲノム編集技術であれ、民間企業がどれほどコストをかけて新しい品種を開発しようとも、彼らはゼロから品種を作り出すことができない。それは単に交配させる中間母本や組換え形質を導入する先の優良系統品種を必要とするという意味だけではない。いかなる作物品種も、各地域の農民が先祖代々、営々と重ねてきた品種改良の産物であ

り、あるいは一九世紀後半以降、近代的育種が形成される過程で多くの国で整備され発展してきた公的種子事業の成果物であるという意味である。さらに言えば、現在でも野生種・在来種の遺伝資源としての価値は減ずるところかますます高まっているのであって、世界的にも遺伝資源の保全と利用をめぐる権利と利益配分をめぐって活発な議論が繰り広げられてきた。ここでは育種者権を強化しようとする流れと、農民や農村コミュニティの権利を守ろうとする流れとの対立があるが、原理論的には遺伝資源を人類共有の財産として位置づけることこそが正しいのである。

農林水産大臣も農林水産省統括官も国会答弁で一様に認めていたように、主要農作物種子の戦略的重要性を踏まえるならば、これを社会的に管理し規制することは不可欠であるはずだ。しかし、彼らに言わせれば、それがゆえに民間企業にもっとビジネス機会を提供すべきであるという。もちろん、民間企業が有する技術やノウハウを活用することは否定されるべきではない。しかし、種子事業の基本法というべき主要農作物種子法を代替法を用意することなく廃止するという今回の愚策は、今後様々な問題を現場の事業や国の政策にもたらすであろうこと必至である。

2 主要農作物種子法と公的種子事業の役割

いずれの国でも主要作物の種子政策（遺伝資源の管理、品種改良の促進、種子の安定供給体制の確立、種子流通の適正化）は農業政策上の基本事項とされてきたが、日本でも、とくに米・麦・大豆を中心とする主要農作物は、その食生活及び農業生産上の重要性和種子生産上の特性ゆえに、主要農作物種子法や旧食管法などの関連法制度によって厳しい規制の下に生産・普及が行われてきた。一九五二年に制定された主要農作物種子法は「主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査その他の措置を行うこと」を目的とし、①指定種子生産圃場の指定及び圃場審査、生産された種子の生産物審査、②指定原種圃・原原種圃の指定及び圃場審査、生産された原種・原原種の生産物審査、③優良な品種を奨励品種として決定するための試験、④優良な種子の生産及び普及のための指定種子生産者等への勧告・助言・指導、そして⑤種子の安定供給のための種子計画の策定等を、都道府県が行うべき役割として規定した。その結果、旧来の主要農作物種子法制度では、種子の生産・流通・管理が国、都道府県、農協系統組織によって独占的に担われていた。

実は一九八六年に主要農作物種子法が改正され、一九

九五年に食糧法が廃止されて食糧法が制定され、民間事業者の主要農作物種子事業への参入が可能になった。一九八六年法改正は「民間事業者による優良な品種の開発にインセンティブを与え、広く官民が優良種子の生産・普及に関与することを促進し、農業生産の発展に資すること」を企図したものであった。その際に採択された参議院農林水産委員会の附帯決議は、「政府は、優良な新品種の育成と優良な種苗の生産、流通を確保することが農林水産業の振興の基本であることに鑑み、本法の施行に当たっては、国及び都道府県の優良種苗の供給確保機能がいささかも低下することのないよう努める」と明記していたが、確かに国及び都道府県の主導的な役割は堅持された。とくに奨励品種制度の存在は、認定要件が緩和された試験販売制度が導入されたものの、当該県・当該地域の農業振興を主目的としない民間育成品種の認定に歯止めをかけていたのは事実である。もちろん、そのことで生産者や消費者に何か不都合が生じたわけでは全くない。都道府県はそれぞれの農業振興策の一環として互いに競い合いながら、各地域の栽培条件や多様化する消費需要に応じた優良品種を次々と生み出してきた。そうした中からさらに広範に普及するにふさわしい優良品種を奨励品種に採用し、市場にアピールするためのマーケティング努力を促してきた。生産者も消費者も多大な恩恵

を受けてきた。多くの制約に直面しながらも商品化にこぎ着けた民間育成品種の中には、優良ながらも奨励品種に採用されなかったものもあるだろうが、だからといって、優良品種を安定的に生産・普及してきた主要農作物種子制度の根幹である種子法を捨て去る理由には到底ならないだろう。

3 種子法廃止法案の経緯

規制改革推進会議農業ワーキンググループ（WG）が二〇一六年一〇月六日の第四回会合で提示した「総合的なTTP関連政策大綱に基づく『生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し』及び『生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立』に向けた施策の具体化の方向」の中で、「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」とことが明記されたが、唐突感は否めなかった。実際、同WGの第一回会合（九月一三日）に提出された二つの資料「規制改革に関する第四次答申」（五月一九日）と「規制改革実施計画」（六月二日）に、主要農作物種子法に

関連する項目は含まれていないし、議事録を読んでも種子法に言及した形跡は見当たらない。第二回会合（九月二〇日）に提出された資料「生産資材価格の引き下げに向けて」に、ようやく主要農作物種子法に関するスライド四枚が含まれたが、農林水産省生産局長の説明に対して何か議論が交わされた形跡は見当たらない。そして第四回会合で提出された上記「施策の具体化の方向」に関する農林水産省からの説明に対し、農業経済学の専門家として任命されていたであろう専門委員は「主要農作物種子法は廃止するといったときに、なかなかすぐにはどこが悪いのということが伝わらない可能性がある。種子法は奨励品種にならないとなかなか普及がしにくいというような話があって、ある種、差別化したような形の法律あるいは制度になっていることがあるので、そのあたりを例えば注だとか、この法律のどこが具合悪いのかということについて、もう少し詳しい説明をされた方がいいのかなと思う」とし、種子法廃止が既定路線の如く、ただ国民を説得するための「指南」をするのみで、種子法廃止の是非をめぐる議論は一切なかったのである。

それは「主要農作物種子法を廃止する法律案の骨子」と「農業競争力強化支援法案（仮称）の骨子」が資料として提示された同WGの第九回会合（二〇一七年一月三〇日）に至っても変わらなかった。農林水産省総括審議

官は「種子については世界的にも戦略物資としての位置づけがなされているので、それを民間事業者によって生産供給が拡大していくように、という趣旨」であるとし、また「多様なニーズに対応して、民間ノウハウも活用して品種開発を強力に進める必要が出てきているが、都道府県と民間企業の競争条件が対等になっていない。都道府県の体制については、もう少し民間企業に対しての配慮というものが需要ではないかということで、今回この法律自体は廃止とさせていただきたい」と説明したが、前述の専門委員は「結構だと思う」と発言しただけで、やはり自身が議論されることはなかった。繰り返すように、種子が「世界的にも戦略物資」として位置づけられており、それゆえに種子の制度と市場をめぐって各国・国際社会で様々な議論が巻き起こっているのだから、そのことを認識するのであれば、そして日本の公的種子事業によって生産供給に量的にも質的にも不足が生じているわけではまったくないことを踏まえるならば、なぜ「民間事業者によって生産供給が拡大していくように」しなければならぬのか、まったく説明になっていない。

第一〇回会合（二〇一七年二月一四日）は「農業競争力強化支援法案の概要及び関係資料」や「主要農作物種子法を廃止する法律案の概要及び関係資料」を審議することになっていたが、農林水産省総括審議官から「種子

その他の種苗については、民間事業者が行う技術開発や新品種の育成等を促進するとともに、独法の試験研究機関や都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進するという規定を入れた」との説明があったのみで、議論は一切なかったのは驚きである。

そもそも「廃止法案」の提出理由として記載されている、「最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である」という文章はあまりに国民を愚弄している。それにもかかわらず規制改革推進会議農業WGで議論が一切なされなかったというのは、そこに「目に見えない力」が働いていたのではないかと勘ぐられても仕方あるまい。

4 国会審議で明らかになった問題点

国会審議において政府から示された種子法廃止の理由は次の三点に整理される。第一に、都道府県育成品種が優先されることが構造的に避けられないからである。第二に、都道府県の枠を超えた広域的・戦略的な品種開発・種子生産のニーズに対して現行の奨励品種制度が応えられていないからである。そして第三に、種子の生産供給が安定しているにもかかわらず全都道府県に一律に種子事業を義務づけるのは、国の指導として過大になって

いると考えられるからである。これらの理由についても、野党議員が再三指摘したように、種子法の廃止ではなく制度運用の改定によって十分に対応できたと思われるが、与党など賛成多数で可決された。

主要農作物種子法の廃止で懸念される問題は以下の七点に整理できよう。第一に、都道府県の主要農作物種子事業予算はこれまで、同法を根拠に一般財源から捻出してきた。国会答弁によれば、都道府県は今後も品種開発と種子生産に引き続き取り組み意向を示しているとのことだが、その根拠法がなくなることで今後も安定的に予算を確保できるのが懸念される。今後は各都道府県の「自主的判断」に基づいて、それぞれの「農業振興の観点」から主要農作物種子事業に取り組むことになるとの答弁も聞かれた。農林水産大臣は「万全の措置を行う決意」を表明し、「必要な事務に地方交付税から予算措置されるよう関係省庁に働きかける」としたものの、それはあくまでも「当面」の話であろうし、「農業競争力強化の一環として」であることもまた大きな懸念材料である。なぜなら第二に、予算面も含め、今後は主要農作物種子法に代わる「根拠法」とみなされることになるだろう。農業競争力強化支援法案には、「国が講ずべき措置」として「民間による種子や種苗の生産・供給」を促進すること、「国や都道府県が持つ知見を民間に提供し、連携

して品種開発を進める」ことが明記されている。ここでいう「知見」には、原種圃・原原種圃の設置技術、高品質種子の採種技術、高品質種子の測定技術、さらには育種素材も含まれるようだが、「提供」や「連携」の具体的な説明がないため、国家戦略的な公共財でもある主要農作物の育種素材が海外に歯止めなく流出してしまうことへの懸念を生んでいる。公共部門や協同組合部門の民営化、すなわち国民の財産を民間事業者に払い下げるというのは新自由主義的経済政策の柱の一つである。国や都道府県が開発・保全してきた公共財的な育種素材を元に民間事業者が商品開発し、その成果物に対する育種者権が強化されて種子価格の値上がりを招くとすれば、それは国民・生産者に対する「二重の収奪」となる可能性がある。

第三に、都道府県における品種開発の継続をどのように担保するのか、である。品種開発自体はもともと法律に基づくのではなく、各都道府県の「農業振興策上の判断」で実施してきたので、種子法廃止の影響は受けないし、今後も継続の意向であることをヒアリングで確認している、というのが政府の説明であった。政府は、都道府県の枠にとどまらない広域的・戦略的な品種を民間との連携を通じて開発していくとするが、汎用性を備えた高度に優良な品種が都道府県の枠を越えて広く普及し

ている事実を無視している。おそらく念頭に置かれているのは業務用・加工用・輸出用に仕向けられるハイブリッド品種を含む多収米、あるいは大規模稲作農家への普及を目論んでいる乾田直播栽培等の低コスト栽培技術に適合的な品種、さらに将来的には世界中の大豆やトウモロコシの品種を席卷している除草剤耐性等を含む遺伝子組換え作物品種なのであろう。国民の多くが反対する遺伝子組換え品種はともかく、民間企業の参入促進でこれまでにない品種が供給されることは大きなメリットかもしれないが、全国各地の条件に合った多様な品種を産地銘柄品種として開発し、地域振興の主要な資源にしてきた主要農作物種子制度を弱体化させ、その存続すら危うくさせるなら、生産者にとっても消費者にとっても選択肢はむしろ狭められることになる。

第四に、都道府県における奨励品種制度を今後どのように担保するのか、である。政府答弁によれば、主要農作物種子法は奨励品種指定のための試験の実施を都道府県に義務づけているだけで、奨励品種制度そのものは種子法と関係はなく、各都道府県が農業振興策の観点から実施しているので廃止の影響はないとのことである。むしろ、都道府県が「フリーハンドで身軽になって」民間育成品種も奨励品種に指定しやすくなるとさえ説明する。奨励品種制度の具体的手続きを定めているのは「制

度運用基本要綱」と「制度運用について」という一九八六年法改正時の二つの通達である。種子法の廃止が奨励品種制度に影響を与えないと言いつけるためには、より丁寧な説明が必要である。種子法は廃止するが制度運用は継続するということなのか。そうであれば、やはり種子法廃止は必要なく、運用改定で足りるということになる。それとも制度運用もろとも国と都道府県の責任を放棄するのか。政府の説明はまったく不十分であるし、いずれであっても無責任と言わざるを得ない。

第五に、種子計画に関わる問題である。種子の生産と供給は都道府県レベルで完結するものではない。種子の需給調整と安定供給を図るためには、全国で足並みを揃える必要がある。しかし、根拠法なしにそれが可能なのだろうか。農林水産省統括官の答弁によれば、都道府県種子協会と全国主要農産物種子安定供給推進協議会を通じた需給把握と需給調整の機能は今後も維持されるという。しかし、根拠法がない以上、それは都道府県の自主努力に委ねられる。政府は、種子安定供給制度も各都道府県の判断で措置されているので、種子法廃止の影響は受けないし、今後も継続の意向であることをヒアリングで確認していると主張するが、同制度もまた「制度運用基本要綱」及び「制度運用について」で具体的に規定されている。これらを維持するのかどうか、政府の説

明はない。コメ生産調整政策を廃止する政権のことである。種子の需給調整も市場に委ねれば万事安泰とも考えているのかもしれない。

第六に、種子法廃止がその推進根拠でもある生産者の所得向上につながるのか、である。種子法を根拠に一般財源から予算措置されてきた公的種子制度によって、これまで良質で安価な種子が安定的に供給されてきた。もし公的助成がなければ種子価格は五倍から一〇倍へと跳ね上がると言われる。それにもかかわらず、政府答弁によれば、民間育成品種の種子価格は高いが高収量品種だから結果的に生産者の所得は増えると言う。その根拠は「みつひかり」の開発者である三井化学アグロの内部資料だけであり、第三者によって検証されたデータが示されているわけではない。麦大豆については、その程度の根拠資料さえ提示されていない。政府はさらに、民間の新規参入によって都道府県の負担とコストが削減されるとさえ、一切の根拠資料を示すことなく強弁する。

第七に、外資参入への懸念である。政府の説明では、現状においても規制対象ではないので参入は可能だが、実際には入っていないし、世界的に見ても、コメ種子事業には大きく参入していないから心配にあたらないう。しかし、米国でも公共育種が支配的だった大豆種子市場では一九九〇年代以降、多国籍企業の参入で市場再

編が一気に進み、現在は上位二社で六一%、上位四社で七六%を超える寡占市場となっている。現在もなお公共育種が中心的役割を果たしている小麦種子市場でも近年になって、急速に多国籍企業のシェアが高まりつつある。また、知的財産権の保護については、種苗法に基づいて適切に処理可能であり、知財を適切にマネジメントしながら民間企業との連携を図るので技術や資源の流出は防げる、というのが政府の弁だが、種苗法は農民の権利を制限して育種者権を大幅に強化した「植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）一九九一年条約」に準拠する形で改正を重ねてきている。違法な流出は防げるが、合法的な「流出」の歯止めにはならない。仮に政府が外資参入を政策的に規制しようとするなら、将来的に様々な多国間・二国間の自由貿易投資協定に盛り込まれることが懸念されているISDS条項に抵触することが予想される。そうであるなら、政府が本気で外資参入を規制するとは到底思えない。

なお、参議院農林水産委員会では附帯決議が採択されている。一部に弱点（育成者権の保護を主たる目的とする種苗法での代替を無媒介に是としていること・民間事業者との連携を無媒介に是としていること）を抱えているが、与党議員も賛成せざるを得ない種子法廃止の問題点を読み取ることができているので、是非参照していただき

たい。この附帯決議に賛成できるのであれば、そもそも種子法を廃止する必要などなかったのである。

5 おわりに

今回の動きの背景として次の二つの流れを確認することができる。第一に、岩盤規制の緩和・撤廃によって競争力を強化することを標榜して政府・財界によって仕掛けられている新たな農業・農協攻撃、いわゆるアベノミクス農政の一環である。具体的には、生産調整の廃止や農協事業の形骸化を通じた農産物・食料の需給と価格の安定や公正取引に対する政策責任の放棄、卸売市場制度や指定生乳生産者団体等の解体・形骸化が進められている。さらにその背景には、公共部門の形骸化と協同組合部門への攻撃を「競争力」の名の下に推進する政府の新しい自由主義的姿勢と、日米並行協議や日米経済対話に象徴されるように、そしてTPP交渉の過程でも露呈した異常なまでの政府の対米追従姿勢がある。もちろん、米国や多国籍企業の意向が反映したのかどうかは分からないが、政府が「村度」したとしても不思議ではない。

第二に、植物遺伝資源を囲い込み、種子事業を民営化し、公共種子・農民種子を多国籍企業が開発した特許種子に置き換えようとする世界の動きの一環でもあることに注意する必要がある。多国籍企業による「種子の包摂」

は拡大・深化の度を強めている。それは市場の寡占化を通じた商品種子の囲い込みの段階から、育種者権の強化を通じた遺伝資源・遺伝情報の囲い込みの段階へ、さらにインフォーマル市場の違法化を通じた法制度的な囲い込みの段階に入っている。食料安全保障という世界共通の政策課題までが、そうした「種子の包摂」を正当化する論拠とされる状況も生まれている。

筆者はしたがって、今回の主要農作物種子法廃止を受けて、急遽、小麦については米国、カナダ、オーストラリア、英国の状況を、コメについては米国（アーカンソー州、カリフォルニア州）の状況を調べ、分析した。紙幅の都合から今回は触れることができなかったが、多くの国で公的種子事業が重要な役割を果たしてきたし、現在も果たしていること、同時に、傾向的には民間企業のシェアと影響力が高まっている状況を確認した。しかし、それがゆえに公的種子事業の意義を再確認し、民営事業化の流れに危機感を表明する研究者や現場の声が少なくないことも明らかとなった。主要農作物種子法の廃止と農業競争力強化支援法の導入によって政府が目指そうとしているであろう「公的部門と民間部門との役割分担」についても、それが常態化している英国や欧州諸国では多くの問題点が指摘されている。政府はおそらく海外の実態調査も、主要農作物種子法廃止にともなう影響

のシミュレーションも、懸念を払拭するための方策も何も考えないままに、現場を知らない規制改革論者の言うままに、あるいは公共部門と協同組合部門への攻撃に邁進する官邸の意向に従って、廃止法案を急遽盛り込んだのだろうし、今になって、憂慮する生産者や消費者はもちろん、公的種子事業を担ってきた地方行政の現場でも懸念と批判の声が広がっていることに動揺しているに違いない。愛国の衣をまとった亡国政権の本質が垣間見えたといったところか。廃止法施行までの一年弱、国民の関心と運動が途絶えることはないだろう。否、施行後も途絶えさせてはならない。

※本稿は「主要農作物種子法廃止の経緯と問題点——公的種子事業の役割を改めて考える」（京都大学大学院経済学研究科デイスカッション・ペーパー <http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/dp/papers/j-17-001.pdf>）として準備した論文の簡易版である。

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」

②③

画期的品種「たちすずか」、汎用型微細断飼料収穫機、酢酸生成型乳酸菌を組み合わせたWCS(飼料)用稲の新技术体系

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 営農・環境研究領域

(現在：九州沖縄農業研究センター 水田作研究領域) 高橋仁康

1 はじめに

主食用米の需要が年々減る一方で減反政策は廃止となり、需給の調整は飼料用米(穀物利用)およびWCS(ホールクロップサイレージ)用稲が大半を占めている。また、平成二七年の国勢調査では、耕作放棄地が全国で四二・四万haまで増加しており、特に中山間地域での対応が急がれている。

WCS用稲は、飼料用稲、飼料イネとも呼ばれ、イネの籾・茎葉を全て(ホールクロップ)細断して密封し、発酵させ保存性を高めた牛の粗飼料(サイレージ)となる。おおよっぱに言えば牧草などの仲間である。

農研機構西日本農業研究センター(平成二八年三月に近畿中国四国農業研究センターより改名)、広島県立総

合技術研究所畜産技術センター、広島県酪農業協同組合、岡山大学、株式会社タカキタは、農林水産省の農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業(25073CH二五〇二七)により、WCS用稲に関する新しい技術を開発したので紹介する。

2 画期的なWCS用稲「たちすずか」

西日本農研で育成された「たちすずか」は、穂が少なく茎葉の糖分含量が高いWCS用稲専用品種である。そのため不消化籾による栄養損失が小さく、茎葉の消化がよく牧草に匹敵する栄養価を持ち、畜産農家からの需要が高い(河野ら二〇一〇、二〇一六)。品種の育成段階から協力関係にある広島県では、現在WCS用稲の九割以上が「たちすずか」である。

図1 極短穂で茎葉に糖分を蓄積し、耐倒伏性が高く長稈多収となる画期的なWCS用稲品種「たちすずか」



筆者らは、慣行の専用収穫機体系について調査当時一〇〇haを超える中山間地域でWCS用稲を収穫・調製する鳥取県のコントラクターの作業時間およびコストを調査した。その結果、専用収穫機体系は圃場で調製したロールベールを直接広域流通でき、少人数作業が可能で、資材コストやフィルム破損に対する輸送の手間とコスト、湿田での泥つきなどの欠点を持つことを明確にし

ただし、「たちすずか」は耐倒伏性が極強で、刈り遅れても収穫適期が長いという利点とともに、草丈が一五〇cm超え、従来のWCS用稲専用収穫機では収穫率が低下する場合があった(図1)。この点は、後述の収穫機で対応する。

3 WCS用稲の収穫・調製

また、輸送が近距離の場合、WCS用稲をバラ積み輸送してから飼料基地で調製した方が効率が高く、低コストとなる新体系の試算を得た(高橋ら二〇一五)。これらを実証するため、後述のワゴンタイプ収穫機を西日本農研で複数種類試作し、現地試験で順次作業効率などを調査した。「たちすずか」の長稈に対応するため、収穫機刈取部のヘッダは、最終的に三mを超える飼料用トウモロコシ等で用いられる回転ドラム式となった。

また、従来は理論切断長三〇mm(新出ら二〇〇八)で細断していたWCS用稲から、「たちすずか」では高栄養・高消化性の特徴を活かし、六mm微細断での給与が実証された(乳用牛の場合、肉用種肥育牛では一mm)。微細断はWCS用稲の高密度化を可能とし、輸送効率と発酵品質が飛躍的に高まった。詳細は後述のマニュアルを参照していただきたい。

4 汎用型微細断飼料収穫機の特徴

平成二八年六月に(株)タカキタから汎用型微細断飼料収穫機(ワゴンタイプ)が発売された(図2)。六mmの微細断時も収穫率が高く、回転ドラム式ヘッダによる長稈WCS用稲に加え、アタッチメント交換なく飼料用トウモロコシ、ソルガム類、飼料用麦などが収穫可能で、圃場条件が良好であれば、刈り高さは一〇cmまで低

図2 平成28年6月(株)タカキタより市販された汎用型微細断飼料收穫機(ワゴンタイプ)



くなる。
 中山間地域で開発
 ・実証を行ったこと
 から、全長六・八m、
 機関出力七六kw(一
 〇〇ps)でありなが
 ら、狭小圃場での作
 業性も良好である。
 クローラの走行部と
 ワゴンに貯留の組み
 合わせで、湿田でも
 能率低下が少なく、

泥付きのない高品質な飼料生産が可能である。ただし、作業性の点から圃場は可能な限り干していただきたい。
 收穫機のワゴン部は、二トン深ダンプロックにマッチした五・二m³の容量で、微細断によって、WCS用稲一トン以上(理論切断長六mm、含水率六五%の場合)を効率良く輸送できる。微細断体系の概略を慣行体系と比較して図3に示す。

5 微細断「たちすずか」の飼料基地での調製

従来、開封後に好気的変敗しやすく困難と言われたWCS用稲のバンカーサイロ調製が可能となった。バンカ

図3 慣行体系(専用收穫機体系、汎用型体系)と微細断体系の作業概略



サイロは初期費用がかかるが、コスト削減効果が大い。現地実証で、簡易サイロなど様々なバンカーサイロを設置し検討したので、後述のマニュアルを参考にさせていただきます。

発酵品質は、微細断「たちすず

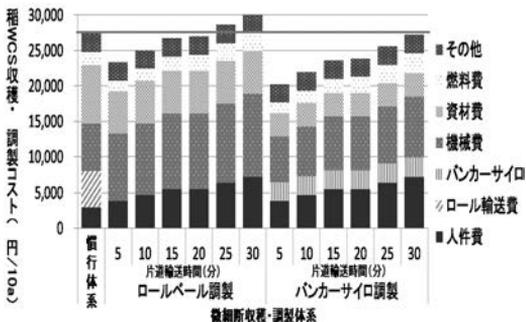
か」WCSがコンサイレージに類似する発酵をしており、酢酸生成型の乳酸菌を使用することで、バンカーサイロでも切断長や踏圧が適切であれば夏場の取り出しも可能となった(西野二〇一六)。

また、ロールベール調製についても、密度が高まって重量が増加し、発酵品質が良好で開封後の好気的変敗が発生しにくいなどの特徴があった。

6 微細断技術のコスト

WCS用稲の收穫・調製コストについて中山間地域五

図4 慣行体系(専用収穫機体系)と微細断体系のコスト比較
微細断体系の数値は圃場から飼料基地までの片道輸送時間。微細断体系は近距離輸送でコストダウンが可能



○分以内の近距離輸送を特徴とする。対照とする慣行体系は、大型トラックで二〇個のロールペールを輸送しており、載せ下ろしに約一時間を要するため近距離輸送時のコスト変化は小さい。

7 おわりに

微細断体系は多くの作目そのまま利用できるため、政策の変化にも対応しやすく、中山間地域でも収穫機の負担面積を確保しやすい。また、例えば自給飼料を多く

a) 三〇a規模の圃場で実証した結果のうち、二〇a規模圃場でのコストを輸送も含めて図4に示す。微細断体系は、片道輸送時間が増えるにつれてトラック数が増えコスト増となるため、圃場と飼料基地間が片道二

利用するTMRセンターで一日数十個のロールペールを開封して利用する場合、微細断体系のバンカーサイロ調製を設計時から検討した方が効率が良い。

西日本農研の育種担当者によれば、早生系統の「たちすずか」に続き、さらに早生系統や晩生系統の育成をすすめる、「たちすずか」タイプのWCS用稲の普及を拡大することである。また、蒔葉枯抵抗性をもつ「たちすずか」が品種登録となったことから、今後、関東地域での普及拡大が見込まれており、五〇a規模圃場での微細断収穫・調製実証に取り組んでいく。

微細断体系について、写真と図解を多用したマニュアルが、西日本農研のホームページの技術マニュアルからダウンロード可能であるので参考にしていただきたい。また、本文中の引用文献もこのマニュアルを参照していただきたい。

この場をお借りして、微細断技術実用化までの長い道のりに貢献していただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

農食事業25073C(二〇一六) 画期的WCS用稲「たちすずか」の特性を活かした低コスト微細断収穫調製・給与マニュアル、(http://www.naro.affrc.go.jp/warc/original_contents/tech/index.html)

編集後記

「一人はみんなのために、みんなは一人のために」

懐かしいフレーズだ。三〇数年前、農水省の職場に就職し全農林組合員となった頃、労組のパンフレットなどでよく目にしたものだ。

このフレーズ、JAグループ・ホームページの「協同組合とはなにか」に掲載されている。そこには、〃協同組合とは、同じ目的をもった個人や事業者が集まり、お互いに助け合う組織です。JAは、農業者を中心とした「組合員」が、農家の営農と生活を守り高めることなど、よりよい地域社会を築くことを目的に組織された協同組合なのです。人間は、一人では生きていけません。助けあい、つながっていくことで暮らしの安心や豊かさを感じ、喜びや笑顔が生まれていくもの〃とある。

さて本誌は、農業や農協が「大変な激動にさらされている」中、それらへの対応の「司令塔」の役割を担っておられる大西JA全中常務を招き研究会をもった。

大西氏からは、JA全中をはじめ、全国のJAが自己改革に向けた「組合員を巻き込んだ取り組み」を進めているが、現段階では、そうした状況に「まだまだ至っていない」との認識が示される一方、組合員にアンケート

を取ると「期待は大変高い」との報告が行われた。また、今後は農協内の取り組みに終わらせずに、組織外からも理解を得る努力を続けていくとのことである。

これをお聴きして思い出したのが、連合が二〇〇三年、中坊公平弁護士氏を座長とする連合評価委員会から受けた「最終報告」だ。この報告には、〃労働組合運動が国民の共感を呼ぶ運動になっていくか疑問を強く抱かざるを得ない〃、連合はすべての構成員による徹底した組織討議を盛り上げなければならない〃などの厳しい指摘が並んだ。連合はこの報告を受けて以降、様々な取り組みを粘り強く進めてきているが、残念ながら、課題解決には今だ至っていないように思う。

なお、報告は、〃マネーゲーム化した資本主義の荒廃や・ゆがみに対し、額に汗して働く者の誇りかけた対抗軸を打ち立てるべき〃とも指摘した。冒頭紹介のJAホームページ「協同組合とはなにか」では、〃株式会社と協同組合の一番の違いは、協同組合はあくまで組合員の生活を守り向上させることが目的で、利潤の追求ではないこと。株式会社はたくさん株を持っている人が支配する〃とあり両者通じるものがある。政府・与党が迫る全農の株式会社化は、生産者や国民の利益にならず、結局は巨大資本の「餌食」に向かうものだ。(花村)